

第 11 日目（3 月 14 日）

○議 長 おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 24 名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、林 茂男君、樋口和人君、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市 長 大変時間の込んでいる中で、たびたびで申し訳ございませんでしたけれども、昨日、岡村議員への答弁の中で、訂正をお願いしたいことがございますので、よろしくお願ひいたします。

岡村議員からその滞納整理の件でお話があった際に、私が、しかし本人というか街づくり会社と市と抵当権者の県とという、そしてきちんと話をしてお互い納得して代金を街づくり会社にやらないでというか納めないで、滞納整理に充てていると、こういうお話をしましたが、これは私が抵当権の抹消このことについての確約と混同いたしまして、滞納整理関係については抵当権者の県とは全く話はしておりませんので、この「・・・・・・・・」という部分を削除させていただきたいというお願ひでございますが、よろしくお願ひ申し上げます。たびたびで申し訳ございません。

○議 長 市長からの報告を終わります。

○議 長 本日の日程は議事日程（第 5 号）のとおりといたします。

日程第 1、第 26 号議案 南魚沼市防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは第 26 号議案についてご説明を申し上げます。本条例は、災害対策基本法第 16 条第 6 項の規定に基づきまして、市の防災会議の所掌事務及び組織を定めたものでございまして、所掌事務の 1 つに水防計画の審議・調査を規定しております。その根拠規定として引用しております、水防法が一部改正によりまして、引用している規定の条項ずれがありましたので改正をしたいものでございます。

議案 3 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第 2 条が先ほど申し上げました所掌事務でございます。第 4 号におきまして、水防法の規定、これは「水防計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、市町村防災会議に諮らなければならない」と規定しているものでございますが、その条項をご覧のとおり 32 条から第 33 条第 1 項というふうに改めるものでございます。

1 ページに戻っていただきたいと思ひます。改正文は今ほど申し上げたとおりでございますし、記載のようになりますし、附則といたしまして、公布の日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をお願ひ申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市防災会議条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 27 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは続きまして第 27 号議案についてご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定により職員の給与、勤務時間その他勤務条件を定めた条例の附則で規定されているものでございまして、平成 18 年度の給与構造改革に伴い実施しております「現給保障」を行う経過措置を定めているものでございます。市長が施政方針で申し上げましたように、平成 24 年度の人事院勧告の国家公務員対応に準拠し、「現給保障額」の支給を全額廃止したいものでございます。

議案の 3 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。ただいま申し上げました「現給保障額」の算定及び支給を規定する、第 7 条第 1 項中に、下線部分の経過措置の期間、「平成 26 年 3 月 31 日まで」を加えまして、現給保障額の支給を廃止するものでございます。

1 ページに戻っていただきたいと思えます。改正文はただいま申し上げました内容でございますし、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただきたいものでございます。

なお、この減給保障の廃止による対象者影響額は、これも市長の施政方針にありましたように 79 人、708 万円ほどでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり。〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 28 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 28 号議案についてご説明を申し上げます。

本案も前議案で改正のご決定をいただきました、南魚沼市職員の給与に関する条例の改正をお願いするものでございます。

本条例第 16 条の 9 に規定いたします「災害派遣手当」につきましては、「災害対策基準法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」——いわゆる「国民保護法」という法令でございます——の、規定に基づく派遣者を支給対象としておりましたが、「新型インフルエンザ等緊急事態対策特別措置法」及び「大規模災害からの復興に関する法律」が施行されました。その規定に基づく災害派遣手当を加えまして、それぞれただいま申し上げました法令ごとに「災害派遣手当等」といたしまして、改正をさせていただきたいものでございます。

議案 3 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第 2 条では給料を定義しておりますが、ただいま申し上げましたように、「災害派遣手当」を法令ごとに区分いたしますことから、改正案の下線部の括弧内に記載のように追加をするものでございます。

1 つ飛びまして第 15 条の下線部は文言を訂正させていただきたいものでございます。

その下、第 16 条の 9 では、「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に基づく派遣を加えまして、その派遣目的が災害対策基本法第 32 条第 1 項の規定になりますが、そこで規定する目的は「災害応急対策」のためということになっておりますが、今ほど申し上げました大規模災害からの復興につきましては、「復興計画の作成等」でありますことから、見出しを「災害派遣等」に改めるものでございます。

めくっていただきまして、4 ページをお願いいたします。第 16 条の 10 では、国民保護法の規定に基づく「武力攻撃災害等派遣手当」を、その下、第 16 条の 11 では新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく、災害派遣手当の規定を加えるものでございます。

1 ページに戻っていただきたいと思います。ただいま申し上げた内容の改正文は記載のようになりますし、めくっていただいて 2 ページ附則でございしますが、この条例は公布の日か

ら施行させていただきたいものとするものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ちょっとわかりづらいのでお聞きをしますが、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当でありますけれども、新型インフルエンザの発生について市内及び市外ということが想定されますけれども、ここでいう想定の場合については日本全国全てということでの派遣ということも考えているのだと了解していいわけですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この条例そのものは市にの内容になりますが、全国という内容でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第28号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第29号議案 南魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第29号議案についてご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17の規定に基づきまして、長期継続契約を締結することができる契約を定めているものでございますが、下水道の普及に伴いまして、年々減少しております、し尿汲み取り業務につきまして、まだまだ業務がなくなってしまうわけではございませんので、その安定保持及び適正なし尿処理の確保対策といたしまして、この平成26年度から業務委託料を定額制とさせていただくことに合わせまして、こうした継続的な役務の提供を受ける契約で、ただいま申し上げました施行令に規定するところの、「契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、事務の取り扱いに支障を及ぼすもの」を必要なものというふうな規定といたしまして、「長期継続契約を締結することができる契約」に追加させていただきたいものでございます。

議案3ページの新旧対照表をご覧ください。1号から4号までこれまで長期継続契約を締結できる契約というのがございましたが、改正案の第4号として、改正案下線部に記載の契

約を加えまして、現行の第4号を第5号と改めるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、改正文はただいま申し上げた内容で記載のとおりでありますし、附則といたしまして、公布の日から施行させていただきたいものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 内容はわかりましたし、ただいま行った予算とか決算とかで言いましたこのし尿処理の関係は、何らかの手を打たないとちょっと業者が大変だということも理解できます。ただ、長期にわたる年が継続する契約、こういう事例もあると思うのですが、特にこのし尿処理の場合は気持ちはわかるし、内容状況もわかるのですけれども、どんどん、どんどん量が減っている。そこでもって定額制にする。そこら辺をどこまでずっと長期ですから1年、2年、3年、4年、5年、6年とずっとそれでいくんでしょうけれども、そこら辺どこまでもそういうふうに定額でいってしまう可能性もあることが、それでいいのか悪いのかということもあると私は思うのです。

何でも内容によるし契約にもよると思うのですけれども、ひょっとすると逆にまた実情に合わないところで契約がずっと続いてしまうというような、そういう危険性もあると思います。そこら辺の整理の仕方といいますか、特にし尿処理の場合はどんどん、どんどんと状況が変わってくると思うのですが、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま、し尿の定額制に関する件ですので私のほうでお答えさせていただきます。今回の定額制につきましては平成29年からし尿処理のほうの形態がちょっと変わってきますので、県の下水道処理施設のほうに直接投入するという形に平成29年から変更になります。とりあえずこの平成29年に変更になるまでの4年間について、定額制にさせていただきますと思っています。その後、当然し尿処理が終わるわけではありませんので、その後また会社の経営を考えていくことも必要です。また複数年の契約はさせていただきますと思いますが、とりあえずは4年でさせていただきますと思っています。以上です。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第29号議案 南魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 30 号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 30 号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本改正条例は、平成 26 年 4 月 1 日より、上田農村環境改善センターに放課後児童クラブとして「上田クラブ」を開設することに伴う改正が主なものでございます。あわせて児童センターは児童館としての機能を備えた施設の名称であることから、施設名称を実態に合った放課後児童クラブに変更するものでございます。

議案のほうの 3 ページをご覧ください。新旧対照表です。今ほど申し上げたことからまず題名を南魚沼市児童センター条例から南魚沼市放課後児童クラブ条例に改正するものです。第 1 条では根拠条項が誤っていましたので、旧につきましては児童館等に関する規定でございます。今回改めて第 34 条の 8 放課後児童健全育成事業に係るものですが、こちらのほうの引用条項を使わせていただいて、施設名称につきましても題名と同じようにかえさせていただくものです。あわせて略称のほうも児童センターから児童クラブに解消させていただくものです。

第 2 条のほうはちょっと表現のほうが、南魚沼市を全部からはずしましてあわせて略称を児童センターから児童クラブにしたことにより、それぞれの名称を単に何々クラブということで統一させていただきました。一番下に今回 4 月 1 日から開設されます上田クラブを追加したものでございます。

それから第 3 条については名称変更に伴うものです。第 3 条の第 2 号 4 ページの一番上になります。ここに行く事業として子育て相談事業というのがあがっておりますが、児童館等ではこの事業が守備範囲に入るわけです。放課後児童クラブについては子育て相談事業を行っているとしても、本来の事業ではございませんのでこの第 2 号を削らせていただいて、3 号を 2 号に繰り上げ、旧第 4 号については前が 2 号になりますので、前 3 号を前 2 号に改正するものでございます。

それから第 4 条から第 6 条まではそれぞれ略称の改正に伴うものでございます。

第 7 条、旧のほうの第 2 号ここにも相談事業がございますので、これを削らせていただきます。あわせて 1 号、3 号これを本文のほうで一括で表現しております。

それから、第 8 条以降については略称の改正に伴うものでございます。

2 ページのほうにお戻りください。施行日については、本年 4 月 1 日からとするものでございます。

なお、上田クラブにつきましては、年内に第一上田小学校近くにありますが、スパーク塩沢裏のほうに新たに新設いたしますので、もう一度改正条例が年内に出るかと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。8番・山田 勝君。

○山田 勝君 今ほど説明をいただきました。4ページ一番上の子育て相談事業です。本来業務ではないということで削ったということを今伺いましたけれども、この前の一般質問におきましても、実態的にはやっている部分があるわけです。これを本来業務ではないと位置づけて削ってしまうということは、私はできれば残してほしかった。今後の方針としてはいかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 実際あそこの指導員の方にここの相談事業までさせるというのは、非常に難しい面もあります。やっぱり本来のものについては、ほのぼのとかあるいは子育て支援センターのほうでも行っていますので、条例上に本来の契約にない事業まで入れるのは、やっぱりまずいと思ひまして削っております。もちろん、それぞれ相談があれば相談に乗るのはやぶさかではございませんけれど、今の契約上ここまでさせるのは、本来ではないというふうに考えております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 ここまでさせるのは酷だということで削ったとしたとしても、普段行き慣れているところでちょっと相談をしたいというのは、実態的にあると思うのです。これを市としてはやはり子育て相談事業これをやるのだという方向のほうが、あるべき姿だと思うわけですが、今後方針としてはいかがでしょう。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 当然相談事業はほかの施設、例えば保育園とかでやっているところもありますし、放課後健全育成につきましてはそこまでがございませんので、条例上でそこまでうたうこともできません。今後、当然相談事業についてはどこかで行うということですが、現実には今ほのぼのとか子育て支援センターのほうでも行っています。各そのクラブが相談を受けることについてはやぶさかではございませんが、そこまでの責任は市として契約上与えることはできませんので、条例上は削らせていただくということです。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 今の前者の部分と関連いたしますけれども、実際に条例から相談事業を外すということでございますけれども、現実には起こっているから相談を受けていると思っておりますけれども、その実態をつかんでいた範囲で今までの現状をまずお聞かせいただきたいという件1点。

もう1点、この間市長の答弁の中で、この学童保育の中で、放課後教室と学童保育の3年以降との1年生から3年生、3年生から6年生がどうもごっちゃになっているような気がしてならないんです。学童保育と放課後教室という部分と、その建枠をきちっともう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 実態についてはちょっと私が詳細までつかんでおりませんので、後でお

答えさせていただきます。

それから学童クラブと放課後児童クラブというのは、全く一緒で呼び方がちょっと違うだけで、特にそれによる1年から3年とか、4年から6年ですか、そういう差はございません。放課後健全育成につきまして、もともとのおおむね10歳までということで、厚生労働省のほうの指導としてもできればその小学生高学年までという通知はきています。放課後児童クラブと学童クラブというのはあくまでも一緒で、呼び方が違うだけでございますので、よろしくをお願いします。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 では、実態に関しては詳細に知っていないということですのでよろしいですけれども、実際に起こってもやぶさかではないという、そういう表現の仕方は、私はいかがなものかと思えます。実際、真剣になって保護者の皆さんからの意見をしようとしているときに、やぶさかじゃないという、そういう表現の仕方はいかがなものかというふうに思えます。

それともう1点、厚生労働省と文部科学省の違いがありますから、私は一概には言われませんが、文部科学省のほうで例えば今、多くの方たちが放課後にやっぱり空きスペース等を使って、勉強とまた地域の人たちの交流もやりたい。そういう部分も出ているわけです。そのかね合いをきちんとしていかないと、ごっちゃになってしまうのじゃないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 私の言葉の選択が非常にまずかったということで、そこについては謝らせていただきます。

ごっちゃになっているという部分ですが、よくよく考えていただきますと学童というのはもともと小学生です。小学生の例えば生活相談とかそれを全て放課後児童クラブで行うということ自体にも非常に問題があるわけです。やぶさかと言ったのは、当然そこで事業をやっていけば応えられる相談であれば受けますし、あるいは子育て支援課のほうにつなぐこともやっているわけです。ただ、子どもは契約で委託としてやっているわけですので、本来のない事業まで条例にうたうというのはまずいということで、今回削らせてもらっております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 条例にうたって業務をやるということになると、またそれは重いものですから気持ちはわかりますし、そういう相談業務はほかできちっと手だてしてもらえば、私はまあ条例整理みたいでいいと思えます。けれども、ただ、実際問題、今前者2人が言うように、子どもたちがそこへ集まっていればその相談というのはありますよね。その中で、できる範囲でのやりとりはやっぱりあると思うのです。

そういう中で、私がちょっと聞きたいのは第7条の中で、児童ということにその使用できる者を限定していますけれども、そういうことであればそういう保護者とか、そういうところまであわせて——相談業務というのを入れなくていいのですけれども、使用できる者を保

護者のように残しておいたほうが非常にいい。全部その児童だけで統一するのは、まさに行政的な切り方とかやり方だと思うので、保護者とかまで信用できる者を切ったあたりのところもちょっと説明をお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 例えば児童館なんかですと当然、保護者あるいは地域の人とかそういった人の利用も考えておりますが、今現実の施設で例えば学校の一部を使わせていただいている中で、放課後児童クラブとして保護者とかそういう人たちまで受け入れるというのは、なかなか難しいというふうに考えております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 私は全然違う視点ですけども、それこそ上田クラブができるということで、今、設計に入っているわけです。その中で私はちょっとたまに相談に乗ったりするのが、いろいろなところの学童クラブで、要は後から付け足しでつくったような建物だと、例えば雪下ろしをしてくれとか、朝、除雪をしてくれなんていうふうな話を聞いたりするのですけれど、最初からなるべくもうないようにしていただければな、という思いがあります。そのところの考え方を今ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 もともとこの制度自体が、制度とか事業がスタートしたのが、ボランティア的に空き施設みたいなものを使って始まっているわけです。そういったこともあって、当初やってきた部分については非常にそういう部分で不備があったかと思えます。今回みたいに新たにつくるということであれば、当然その辺も考えてやらせていただきます。とにかくお金がもうふんだんにあれば全て100%よくできますが、今は徐々に、徐々にこうやっていかせてもらうということでもよろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 一般会計の予算のほうで聞こうかと思っていたのですけれども、ここでもうお聞きします。学童保育について基本的には市長の見解は、これはもう数年前ですけども、できれば学校内の空き教室を使って実施をしていきたいという、そういう考えがあったようにこの本会議で聞いております。

今回、上田クラブはそういう別棟を建てると。本来こういうスタイルかなというふうに思いますが、ほかの学校内にある学童保育についても、やっぱりいろいろな課題、問題を抱えているようであると。それで基本的には、学校から出てこの上田クラブのような一つの施設の中に入ったほうがいいのではないかと。また、今ほど質問があるように、やはり児童館としていろいろなニーズに応えられるような施設になっていくというのが、本当はベストですけども、それのところの今後の考え方についてお伺ひしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 学童クラブの件については、一般質問でもお答え申し上げましたとおりでありまして、全部施設を新しくつくってそして運営をします。これは非常に難しい問題です。

ですので、私は放課後、放課後と言われますけれども、学校でその施設を提供する、それで十分だと思うのですね。むだとは言いませんけれども、あちこちに新しいのを建てて、狭いの蜂の頭のなんていう話ばかり。

学校をそのまま使わせてもらえば何の心配もないわけです、施設のにも。ですので、教育委員会とこれらについても少し協議をさせていただいて、当然全部使うとは言いません。学校の教務室まで使うなんて言いませんから、やっぱり必要な部分は学校を開放してもらおうと、学校開放というのをやっていますから。校長さんが責任が重くて困るのだったら、それは責任を外しますから。その部分については校長の責任なしと、我々が責任を取りますよということでやりますから、そういう方向で進めていかないと、今でももう六日町、北辰とかでかいところは本当に大変な状況です。これをまた新たにどこかへつくれと言われても、これはなかなか運営上も大変なようですので、そういう方向で検討させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

だって、そこで育って勉強している子どもたちが、放課後だから学校からどこかへ行かなければならないなんていう話はおかしいと思うのですね。見る人が違うだけで、そこにいればいいじゃないですか。そういうことをご理解を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 通常考えられる児童館というものと、学童保育は違うはずですが。やっぱりいっしょくたに考えると無理があるのであって、学童保育というのは本来は親御さん、家庭に帰っても面倒をみる状況にないという、そういう条件の中でやむなく3学年までは学童保育でやりますよと、預かりますよという保育の延長です。それが原則ですが、いろいろな要素が入り過ぎているように思います。やっぱり例えば六日町、北辰あたりになると、児童館という発想も必要かもしれませんけれども、そのほかの小学校で児童館なんていうものは必要かなという疑問も感じるわけです。そういうところをやっぱりしっかり条例上でも区分したほうがいいのではないかな、というふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 それで今、いろいろお話がありましたように、きちんと条例上ではうたわれないということをしてあるわけで、これが1つの区切りだというふうにご理解いただければ。ただ、やぶさかではないとかに批判がありますけれども、まさにやぶさかじゃないんです。相談を受ける、それについて、いや、全然だめですよ、ではなくて、内容によって専門的な部分があればそれはそちらへつなぎます。家庭相談まではとてもここで受けられませんので、そういう意味でやぶさかではないということ部長も言ったわけでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 いまほどの市長の答弁を聞いて、先ほどの説明と、秋にはまた条例改正を

させてもらいたいということでは、ちょっと整合性がないという感じがしますが。要はとりあえず今この児童館を使わせていただいて、秋には新築をしてまた場所を変えたいということだと思っております。今、市長が言ったことは、限りなくある学校施設を利用したいという方針と、今、福祉課ですか子育て支援課ですか、やろうとしていることが、同一年度で違うのではないかなという感じが私はするのですけれども、もう上田のことはそういうふうに決定しているのだと。今後のことについては、という考え方があるのか、その辺がちょっと市長の答弁は違うのではないかなという気がしますが、ひとつ説明を願います。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員がおっしゃったようにとってもらえばそれでいいわけでありまして、上田のことについてはもう地域の皆さんと話をし、そして第1、第2とありますからどこかの学校を使うというのは、非常にやっぱり——第1を使えば第2の子どもたち、その反対がありますね。ですので、そういうことで上田については、当面本来は平成26年の夏休み後、それまでに建築をしてという予定でございましたけれども、中之島クラブのほうの児童数も多くなったりということで、緊急避難的に構造改善センターをちょっと改修して、4月1日からやって、そして新しい部分ができるときに全部そちらに統合する、こういうことです。これ以降ですね、教育委員会ともまだ協議が整っておりませんので、これらも含めてという意味にご理解賜ればありがたいと思います。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 いま、今後の話というところが出ましたけれども、六日町と北辰に関しては、今後学校をそのまま使えるようにしていきたいというところでは、学校をそのまま使えるようになるというところで、その人数的なキャパシティがクリアできるということになった場合に、このおおむね10歳というところが、児童である12歳ぐらいまで延長することが可能になってくるのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今、法改正の予定がされておりまして、ちょっと時期は私が失念してしまいますけれど、今度は12歳まで見るように変わる予定です。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第30号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正につ

いては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 31 号議案 南魚沼市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第 31 号議案 南魚沼市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

現在、鳥獣被害対策としては、「南魚沼市有害鳥獣特別捕獲員条例」で非常勤特別職としての特別捕獲員を市長が委嘱し、人身被害の恐れのある鳥獣——実質的にはクマとイノシシですけれども——のみの捕獲業務を任務としています。近年、人口減少、高齢化等により、里山の荒廃が進み、鳥獣による農作物等の被害が増加しております。このため、サル、カラス等についても、農作物被害防止のためには捕獲を行っていかねばなりません。そこで、現在の特別捕獲員制度を廃止し、捕獲員の任務の拡大と明確化を図るため、「鳥獣の農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき、鳥獣被害対策実施隊を組織したいものです。これにより、人的被害のみでなく、農作物被害防止のための捕獲任務中の事故に対して非常勤特別職としての補償が受けられます。また、各種の優遇措置を受けることができるようになります。

第 1 条で、鳥獣被害対策実施隊の根拠となる法律を明示いたしました。

第 2 条（任務）、市長の指示により任務につくこと。そして、任務は農林課で策定している「鳥獣被害防止計画」の実施。及び市民の生命、身体または財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要がある鳥獣の捕獲等に従事します。

第 3 条（隊員）第 1 号として市職員で指名された者。これは市職員で狩猟免許を有し、猟銃等所持許可を受けている者のうちから指名いたします。第 2 号 有害鳥獣被害防止対策に積極的に取り組むと見込まれる者のうちから市長が任命します。実務的には、猟友会から推薦いただくことを想定しております。現在では 85 名ほどを予定しております。身分については、第 2 項で非常勤特別職といたします。

第 4 条（報酬）報酬につきましては「南魚沼市特別職の給与等に関する条例」で規定します。

第 5 条（任期）実施隊員の任期を 2 年、再任を妨げない。2 項は、途中任命の隊員についても任期満了の日をほかの隊員とそろえるという規定です。

第 6 条（委任）この条例施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は平成 26 年 4 月 1 日とします。

第 2 項は、南魚沼市有害鳥獣特別捕獲員条例を廃止します。

第 3 項は、「南魚沼特別職の職員の給与等に関する条例」の一部を改正し、職名を「有害鳥獣特別捕獲員」から「鳥獣被害対策実施隊員」に変更し、予算の範囲内で市長が定める額—

—平成 26 年度予算につきましては年 15,000 円を計上しておりますが——市長が定める額とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 やっとその実施隊という正式名称をもって本格的に取り組もうという姿勢が見えたという部分であります。内容的には今まで猟友会にお願いしていた部分を、条例を整備したという部分でありましようけれども、これ隊員の中の一番の襲職のうちの猟銃の所持者であります、この方が例えば環境課であったり農林課であったりというところに常時いるというわけではなくて、ほかの課にいる可能性も非常にあると思うのですけれど、その配置についてどうお考えなのかなど。

もう 1 つは、猟友会 85 名というふうに言われましたけれども、非常に高齢化の進んでいる中で、免許取得に対して県のほうも助成をするという方向が出てきましたので、若返りの可能性もあると思います。年額 1 万 5,000 円という部分について実施隊のほうから、いや、これではちょっと今までと変わらないな、という部分があるとすれば、給与については特別職の給与で決められておりますけれども、そうではないという臨時での支出といえますか、そういうところも考えての報酬体系であるのかというところを 2 点お伺いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 猟銃の所有免許それから狩猟免許を持っている職員というのは、これからはぜひ増やしていきたいとは考えておりますけれども、今のところ確実に取得しておりますのは 1 名おります。ただ、この方を常時、環境交通課のほうに配置をしておくということは無理ですので、こういう特別に出動が必要になったというときには、ほかの課であっても市長が命じるということになるかと思えます。

それから、報酬額 1 万 5,000 円ということですが、この金額につきまして猟友会のほうと、これで不足かどうかというのは、これを実施する中でまたその辺の意向を実態を調べながら考えていきたいとは思っています。今までよりは公務災害の関係も明確になりますし、それからそのほかにも狩猟税ですか、こちらのほうが 2 分の 1 になるとかという特典等もありますので、猟友会のほうとすれば今までよりは身分が保障されましたし、制度のほうはよくなったというふうに評価をしていただけるものだと考えております。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今のクマのほうのパトロール隊ということで NPO にお願いしている部分がありますよね。猟友会の方たちは、クマ、サルが出没したと、その情報をもとに出動するわけでありましてけれども、できればこの方たちにもパトロールという任務を将来的には担っていただきたいなというふうに思っております。担当課としてはその部分はどうお考えですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長　　今もパトロールの部分というところにつきましては、委託という形で考えて今行ってもらっております。今回の条例の部分につきましては、あくまでも実施隊員の役割としては、市長から狩猟の許可を受けた者について実施する者についてのみ、この条例の適用になるというふうに考えております。そのパトロール部分については、委託という形で別途考えていきたいと思っております。

○議　　長　　16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　　パトロール部分を実施隊のほうに、将来的に統合といいますかをしていこうというお考えは、今のところないということでありますよね。これは確認です。

○議　　長　　市民生活部長。

○市民生活部長　　今回の部分につきましては、あくまでも捕獲部分について整備をして条例では規定をさせていただいたということで、明確にしておきたいと思っております。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　報酬の面でひとつ確認をしたいのですが、報酬が1万5,000円というのは、まあまあ言うなれば私は待機料というか身分の確定ぐらいに捉えていたのです。命令で出てもらう、あるいは要請で出てもらうということになりますと、当然費用弁償というような形が必要ではないかという気が私はするのですけれども、そういう規定はないわけですか。要するにそれ以外はボランティア的という考え方ですか。お聞きします。

○議　　長　　市民生活部長。

○市民生活部長　　今回の条例につきましては、あくまでも年報酬で1万5,000円ということと考えています。費用弁償については考えておりません。

○議　　長　　8番・山田 勝君。

○山田 勝君　　2点ほど教えてください。第3条で職員のうちからということで、現在は1名ということ。これからそうしますと実態的には猟友会の皆さんという状況になるわけですが、方針としてこれから職員の方を取っていただくとか、そういう進めてぜひ増やしていくとか、職員の方がもう主体的にやっていくのだという隊の編成、そういう考えはどのようになっているでしょう。

それからちょっと細かいことですが、教習射撃というのがあるかと思うのです。それについて現在は、経験がある部分についてはいかなくていいとあるのですけれども、この秋からはぜひ行きなさいと。実態的に教習射撃というのはこれは試験に当たります。そこでうまく点数が取れない者は、実は免許が更新されないという話を聞いています。そこで、講習費用は市で持つという話これは聞いています。ただ、旅費については出せないということも聞いています。そうしますと職員の方が出向で行かれたときは——多分、出向という形で行かれるのではないかなというのと、勤務時間内に行けるのではないかな。そうしますと、猟友会についてはそういうところがありません。そうしますと、やはり、経験が豊富で本当に一生懸命をやられている方、その人も今度は行かなくてはいけない。そんな中でそういった手当、旅費、日当——日当は今ボランティアということでしたので、別にしても——今後

職員との差がそういう部分で出てくるのではないかなという気がするのですが、その辺いかがでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 職員を今後増やして、職員を中心でいくのかというご質問ですけれども、猟友会のほうは平成17年ごろから約3分の2に、140人ぐらいから約100人ぐらいに減少しているのが現状です。ただ、昨年というか今年度から始めましたけれども、猟友免許の取得者が免許を取るときに補助金等を出して、その辺の数を増やしていこうということで新潟県全体で取り組んでおります。その辺のところを見ていかなければなりませんけれども、職員中心でという考え方はありません。ただ、職員の中でも当然希望される方がいれば、奨励をして、ぜひ取っていただくということはやっていきますけれども、職員中心ということは考えておりません。

それから職員に講習ですか、そちらのほうにつきましては猟友実施隊に入った方については、一応免除されることになっています。ただ、技能のほうは身につけていただきたいということから、その講習費のほうを市で負担をして、講習を奨励するという形を取らせていただきたいというふうに考えています。

そのときの受講料については今のとおりですけれども、日当それから旅費等については今支給するということは考えておりません。当然狩猟ですので、狩猟期間には当然自分の趣味ということもないですけれども、自分の考えでその辺を狩猟に出られるわけです。その辺のこともありますので、全額を補償する必要はないものだというふうに考えています。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 そうすると実態的には市で主導する気持ちはないということ、そうしますと今までと体制がほとんど変わらないと考えられるわけです。位置づけ、災害補償とかそういうのが明確になったということは理解できますが、やはりこれは、では今までと、そういった面はあれですけれども、活動的には実態というかは変わらないじゃないかということが受け取られます。そして、やはり市のほうでとつても皆さんが高齢になったし人数も少なくなつたので、市が職員の中から主導してやりますよと、そういうものがものすごくアピールされるものだと思って、非常にいい制度ができたとは思ったのですけれども、実態が変わらないというような気がしてまいります。

それから、先ほどじゃあ教習射撃に行ったときの職員の方の隊員と、じゃあ猟友会の方のその差は出す必要がないという考えですと、その辺の待遇も変わってくるのではないか。その差はそのままでよしという考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これを職員に命じたときに、特別職という肩書もそこへつくわけです。非常勤としてその部分だけは。例えばじゃあ報酬もそうしますと言ったときに、職員だから勤務時間中に行ってもらっているからということは、私は考えません。それはそれでやっぱり

休みを取って、教習射撃ですか、そういう部にきちんと行ってもらう。それはやはりある意味、こういう言い方は失礼ですけれども、趣味の範囲の部分もございます。ただ、この鳥獣捕獲だけに限って狩猟免許、例えば駆除をするとかそのことだけにやってくださいよということであれば、それはまた議員おっしゃっているようなことになるのですけれども、ある意味、趣味の範囲もありますので、それは猟友会の皆さんは自分でお金を全部払っていってこななければならないが、職員は市のほうで保護してやるなんてことをするつもりはありません。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点伺いますが、この対策にはある程度スピーディーさが求められると思います。3旧町、塩沢、六日町、大和と、そういう配分バランスとか、この85名がどのように配置されているかちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 実施隊員につきましては、猟友会のほうから推薦をいただいて指名を市長のほうでお願いするようになりますけれども、いま猟友会に所属しております会員につきましては、塩沢町が35人、六日町が21人、大和町が25人ということで所属されておりますので、この中から推薦をいただけるものだというふうに考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 正直これほどサルやイノシシの被害が出てくるとは10年前、私は本当に思いもしませんでした。先般も湯沢と当市の議員団で手分けをしてこの辺の陳情といたしますか要望に行ったわけでありまして。私も県庁に行ってきたわけですが、今、猟友会の会員さんがやっぱり減ってきている。いろいろな制度上のこともありまじょうし、やっぱり銃を自分で管理する、それについては非常に厳しいといたしますか、守らなければならないことがある。銃を自分で管理しなければ、例えばですよ、職員さんあたりが一括して1か所に皆さんの必要な数の銃を保管しておくというようなこと、そういう法でも変われば、警察法のほうがそういうふうに緩くなれば、非常にまたたやすくなるでしょうがね、というような話も県のほうからいただきました。そういう実態、農業被害がこれだけあるというところになると、そういうような法改正に向けても、自治体もある程度声を上げていかなければならないと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうかね。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほどのご提言ですけれども、ちょっと銃を管理をする者が、例えば市であればその辺が管理できるのか、または団体であれば管理ができるのか、その辺の法体系からちょっと承知をしております。ただ、警察ともこの件に関しては協議を行っておりますので、そういう機会を捉えて今ほどのことを協議をしていきたいというふうに考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今警察もその法があるわけですからそういうことはできません。できませんけれども、実態が趣味の狩猟と、農業被害とか住民の安全を守るわけですから、本来の

目的がやはり違うような法制化に向けて、自治体も声を上げていかなければならないと思っていますが、参考までにこんなことを言わせてもらいました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 南魚沼市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 32 号議案 南魚沼市農業委員会の定数等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長

○農業委員会事務局長 よろしくお願ひします。第 32 号議案 南魚沼市農業委員会の定数等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、農業委員会の選挙による委員の定数を改正するものです。定数につきましては、平成 17 年に旧塩沢町が合併した際には総数 46 人、うち選挙による委員が 38 人でしたが、平成 20 年の改正の際に変更し、総数 41 人、うち選挙による委員が 35 人と現在の定数になっております。前回の平成 23 年の改正の際にも検討を行いましたが、平成 21 年に農地法の大きな改正があり、農業委員会の責任と業務が増大したことなどから、議員の削減を見送っております。しかしその後、農業委員会協力員の設置、新農地制度への対応などが進んだことから、今回改正をお願いするものです。

それでは議案の 3 ページの新旧対照表に沿って説明させていただきます。まず第 2 条では、選挙による委員の定数を現行の 35 人から 32 人に 3 人減し、第 3 条では、第 1 選挙区合併前の六日町の区域で 12 人を 11 人に。第 2 選挙区合併前の大和町の区域で 10 人を 9 人に、第 3 選挙区合併前の塩沢町の区域で 13 人を 12 人と、3 つある選挙区の委員の定数を 1 人ずつ減する内容になっております。

1 ページの下段に戻っていただきまして、附則としましてこの条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の南魚沼市農業委員会の定数等に関する条例の規定は、同日以後最初に行われる農業委員会委員の一般選挙から適用するものでございます。現在の農業委員の任期は、ことしの 7 月 19 日となっておりますので、この夏に予定されております一般選挙から適用になります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。26番・若井達男君。

○若井達男君 この定数につきましては、私も合併前まで議会推薦で農業委員会に回っておりました。またきょうは、農業委員会の会長さんもお出席いただいておりますが、一番やはり心配されるのは、ただ数字だけを追っていけばいいのかということをお私が一番心配しておりました。それで合併時については、農業委員会の定数について、法令の最大限を使いましょう。旧3町が寄ったわけです。それでも新たに法令定数が決まりました。そのときにはやはり最大限を使いましょうと、そしてその中に改正がされてきていたわけです。

今回、今、局長のほうの説明があったわけですので、その説明は説明としましても一番大きく違うところは、2018年には減反が廃止される。生産調整の見直しで減反が廃止されるといふ、そういった中に定数減になる。そしていまひとつ心配されるのは、不耕作地が増えるのではないかと。全てが作付になればいいですよ。そうでないときに不耕作地の調査パトロールについては、ときとすると一筆調査を要求されますね。信号機と同じように。これはもうもとへ戻らないんだという、赤、手の入れ方でもとへ返るのだという黄色、これは今はただ作付していないだけだと。調整水田と同じようなものだ。来年から耕作ができるという、そういった作業がより以上に出てくるのではないかと思うのです。

確かにこの景気に合わせた中で、農地転用件数は今は一時期より減っていると思います。そうした中で、この選挙で選ばれる定数がここで3名減るわけですが、現場のほうとして、これはぜひとも局長さんでなく、会長さんのほうからお考えを聞かせていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議 長 農業委員長。

○農業委員長 ただいまは農業委員会に対して、大変ありがたいお言葉だというふうに聞かせていただきました。大変ありがとうございます。局長がただいま申したように、前回の改選時から農業委員会の定数を削減ということをお言われましたが、農地法の大改正によって業務が多くなったということから、前回は見送って今の定数で進めさせていただいております。その点については、局長のほうから今説明申し上げたとおりであります。

もう1点、農業委員会等に関する法律の中で、農地面積とそれから農家戸数による選挙人の定数の上限が設けられております。今現在では農家戸数が減っている中でかろうじて今の定数は維持できますが、この次の平成29年度になりますか、次回の選挙時には農家戸数が確実に減っていくということで、上限が定数30というのが目に見えています。それで今回3名減というのは、次回の選挙のときに一度に5名以上の定数が削減されるということは、非常に私たちの活動の中に支障を来すということで、激減緩和という意味で今回3人減をお願いし、次回にその時点で改めてまた定数の削減が出てくるかということで、その辺でご理解願えればと思っています。

なお、これはちょっと別の話になるかと思いますが、これからの農業委員会の業務には、今言われたように、農地集積は進み、非常に業務が多くなってきます。この点については農

業委員もさることながら、事務局体制が非常にしっかりしていかないとなかなか対応ができていかないと。農地台帳については法定化されます。そういう意味でこれからの体制としては、できれば事務局体制増員、あるいは専門の知識のある事務局の育成、その辺にも力点を置いていかなければならないと思っていますのでよろしくお願いします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 山口会長さん、本当にありがとうございます。確かに恒例でこの後ことし7月19日に改選され、改めてのその3年後、法定数が30になる。これは法定数ですので、それにあらがうことはできないと思いますが、しかしながら、今ほどの答弁にありましたように、仕事量は増えていく。本当に大変なことだと思っています。

私たちが合併したときは、人口が6万3,329人、もう今で3,000人減っているのです。議員も30人が、いま26名です。そして今、会長さんの答弁のように、今この議場を見ていただいてもおわかりのように、執行部の皆さんはこれだけいるのです。まだいるのです。ここへ出てこられる。しかし、多分、今事務局体制は局長さんを入れて5人でしょうか。そういうことでやっている中に、これからの定数減がされて、そしてまたその上に法定数が出てくる。本当にこれは大変なことだというふうに私も感じておりますが、これは私も数が多ければいいということじゃない。やはり中身のこの農業農政また農地転用そういったものを、本当に理解した人たちのメンバーとあわせて、事務局体制がきちっとしなければ、なかなかこの先が大変だというふうに考えております。本当に私もできる応援はしたいと思っていますが、また会長さんのほうで何かご意見がありましたら、ここでひとつお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 農業委員長。

○農業委員長 大変ありがたいお言葉ですが、この体制の中に1つ申し忘れたのが、今回体制を進めてくる中で協力員という形で農業委員の足りない部分を補完させてもらっております。これは旧地区になりますか、12名の応援をいただいて今やっております。今後この体制は維持して活動に当たっていききたいというふうに思っています。特段のご理解をお願いします。よろしくお願いします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 前者から農業委員会の定数が削減で心配されているという、私も同じ気持ちであります。やはり今は農業政策が非常に変わってくる、5年後には転作がなくなる。全ての田に作付ができる。市長もそういうふうにはできるだけ地元の米を多くつくりたいと。これはみんなが願っていると思います。

そうした中で、やはりこの農業委員会の地位ですか、農業委員会は非常に重要な役割がますます私は増えてくると思うのです。そうした中で今、3人減らす。今後はまた3人減らしていくという中で、この選ばれた農業委員の皆さん方はますます職務が、この地域の農業に対して非常に大変な面があると思っています。やはり選ばれる、選考する——今までは各地

域で誰でもいいからやる人がやってくれと、そういうような選考の仕方もあります。これからある程度はきちんとした、農業に携わった、ある程度地域に明るい方から、やはり農業委員に選考していただかなければ、ただ数が減ったとか人数が減るってことではだめだと思うのです。そういったことについて、やはり人数が少なくなればなるほど、それだけの農業委員会の大変な事業にそれぞれ責任があると思います。そういった選考についてはどのように考えておられるのか、ちょっと会長さんのほうからまたお願いします。

○議 長 農業委員長。

○農業委員長 農業委員会をご承知のとおり、公職選挙法に基づいて選ばれてくるわけですので、これは優秀な方が選挙によって選ばれてくるものと思っています。その点もよろしくお願いします。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 当然選挙で選ばれるものですから、それはまあ当然だと思います。その中でもそういった農業委員会の中で鍵ですよ。そういったきちんとある程度その地域の田んぼや畑や耕作地にできるだけ明るい方を推薦していただきたいというような指導をやっていくべきだと、私はそのように思っています。確かに選ばれたからそれでということではなくて、そういった指導のもとに農業委員会というものをきちんとまたやっていただければと、そういうふうに思っているところであります。そういったことについてもまたご指導をお願いします。会議の中では發揮していただきたいと思っております。

○議 長 農業委員長。

○農業委員長 ただいまのご指摘を十分に取り入れさせていただきまして、今後新しく農業委員になった方にもそういう指導はできますが、出てくる方については、先ほども申しましたように選挙で選ばれてくるので、こっちから誰をとすることはできませんので、その辺はひとつご理解を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第32号議案 南魚沼市農業委員会の定数等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第33号議案 南魚沼市国土調査（地籍調査）事業における標識

等の管理保全に関する条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長

○建設部長　それでは第33号議案　南魚沼市国土調査（地籍調査）事業における標識等の管理保全に関する条例の廃止についての提案理由をご説明申し上げます。

現在、市では国土調査法第10条第2項によります業者への委託、いわゆる2項委託でございしますが、これに向けて条例及び要綱等についての再検討を行っております。そのような中で、本条例の廃止を上程するものでございます。

本条例は、国土調査事業によって設置した標識等、これはくいやびょうのことでありますが、これらの「き損」及び「滅失」を防止するために、その管理保全を目的としているものでございます。

上位法の測量法では、全ての測量の基礎となる測量であります、国土地理院の行う基本測量を主とした法律でございしますが、その中の第39条では「第14条から第26条までの規定は、市町村が実施する公共測量に準用する」としております。

この部分には、標識等の保全についての規定が含まれておりますので、多くの市町村では標識等の保全については、市町村独自の条例を制定せずに測量法を準用することとし、要綱を制定して業務を遂行しております。

当市の条例は、大和町と六日町の合併時に、大和町の条例を移行したものでありまして、測量法の標識等の保全に関する部分を準用しております。そのために、測量法が改正されると、それに伴いまして条例を改正しなければならない状況であります。現在は当市のように条例を制定している市町村は少数派となっております。

当市では国土調査事業の着手に当たり、平成19年1月に、市が管理する測量基準点の取り扱いに関して必要な事項を定めて管理保全することを目的としました「南魚沼市公共基準点管理保全要綱」を制定しておりますので、多くの市町村のように標識等の管理保全につきましても、測量法を準用することを基本としまして、要綱により業務を遂行することとしたいと考えております。

以上によりまして、南魚沼市国土調査（地籍調査）事業における標識等の管理保全に関する条例を廃止させていただくものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　　長　　質疑を行います。6番・佐藤　剛君。

○佐藤　剛君　他市並みにすると今は少数派ということでもありますけれども、私は大和で条例化したときのことを覚えています。今その大和の条例をもとに条例がなっているということですが、私がちょうど心配するのは、要綱にほかの市はしているもので、それで間違いのないだろうと私は思うのですけれども、ただ、今、条例がある中でも多分この標識等は、きちんと管理ができていますか。失礼な言い方ですが、そこら辺が私はちょっと疑問があるところがあるのです。それを条例を外して要綱にして、他市並みということですが、それはその流れに乗れるのはいいんですが、そのことによってさらにまた管理が

しづらくなるとか手薄になるとか、そういう懸念を私は個人的にはするのです。そこら辺、話の中に出たとか、こうしていこうとか何かありましたらひとつ。

○議 長 建設部長。

○建設部長 条例そのものは、測量法のその準用するべきところとほとんど重複をしております。要綱につきましては、それも含めて定めてあるものでして、現在の市の条例と現在定めている要綱とかなり重複している部分がございますので、要綱のほうで今後事業を進めていきたいという考えで、条例が不要ということではありませんけれども、重複部分があり煩雑な面がありますので、他市町村のように住み分けをさせていただきたいというものでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 南魚沼市国土調査（地籍調査）事業における標識等の管理保全に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 11 時 15 分といたします。

〔午前 10 時 53 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 15 分〕

ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。総務部長。

○総務部長 貴重なお時間をお借りして申し訳ございませんが、2 点ほど報告をさせていただきます。

まず 1 点目は、皆さんお手元のほうへ、本日、第 18 号議案の追加資料ということで、市政 10 周年記念事業実施予定事業の一覧表を配付させていただいております。予算審議に合わせてご覧いただければと思います。

もう 1 点でございます。本定例会の初日でございます第 11 号議案、第 12 号議案 利用料金使用料、行政財産の目的外使用料の改定に係る部分で、消費税の引き上げに係る収入増ということで岡村議員さんのほうから質問がありました件について、予算審議の際にということで保留させていただいていた件でございます。このたび積算いたしましたので、平成 24

年度の使用料利用料金等の決算額をもとに積算させていただきました。

第 11 号議案では、水道事業の分担金はちょっと形態が違いますので除かせていただいたのと、新図書館がこれからでございますので除いております。指定管理者委託の案件が 27 件、それから直営が 7 件でございます。指定管理のほうで 349 万円ほど。直営部分では 4 万円ほどということで、合わせて 398 万円ほどの増という試算結果でございます。

それから第 12 号議案 学校施設等の行政財産の目的外使用でございますが、これは直営のみでございますして 10 万円ほどの増でありました。11 号、12 号を合わせますと 408 万円ほどの増という計算になりましたのでご報告いたします。以上でございます。

○議 長 報告を終わります。

○議 長 日程第 9、第 18 号議案 平成 26 年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

審議の方法についてお諮りいたします。市長の提案理由説明、総務部長の予算概要説明の後に、予算全般にわたる大綱質疑を最初に行い、次に歳入全般の質疑を行い、その後、歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、そのように審議させていただきます。

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。市長

○市 長 第 18 号議案 平成 26 年度南魚沼市一般会計予算について提案理由を申し上げます。平成 26 年度一般会計予算の概要につきましては、施政方針資料 18 ページから 22 ページに記載のとおりであります。政府は平成 26 年度予算編成に当たっては、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に示す施策に重点化を図るとし、過去最大規模の予算案を作成いたしました。また、地方財政対策におきましては、社会保障の充実分を含め交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないように、1.0%の増額を確保するとしております。

当市におきましては平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨の復旧は 3 年が経過し、ほぼ完了したものと考えておりますが、平成 25 年 9 月の台風 18 号によります災害復旧が一部繰越事業として残る見込みであります。

平成 26 年度当初予算では継続費を含め大型事業がピークを迎え、当初予算としては過去最大の予算規模となりましたが、市の将来像の実現に向けてこれらの事業について着実な推進に取り組んでまいります。

また、市政施行 10 周年を迎え、各種記念事業への取り組みによりまして、さらなる一体感の情勢と郷土愛の育成に努めてまいります。その 10 周年記念の概要につきましては、先ほど総務部長が申し上げたとおり、ご配付をしてあります。

平成 26 年度予算総額は、349 億 1,200 万円と前年度当初に比較して 40 億 900 万円、率にして 13%の増となっております。予算編成に当たりましては、総合計画実施計画書に基づき

方針を作成し、作業に当たってまいりました。めまぐるしく変化いたします社会情勢と、限られた財源の中で求められるサービスの充実や、新たなニーズにも対応しつつ財政の健全化にも留意した上で予算編成方針に掲げた施策等は、予算化できたものと考えております。

また、繰越事業をはじめ平成 26 年度当初予算につきましても、消費税の引き上げによります景気の下振れとならないためにも、迅速かつ着実な予算執行に努めて市内景気の回復を確実なものにしていかなければならないと考えております。

それぞれの重点施策につきましては、議案資料 1 の平成 26 年度当初予算案の概要の 15 ページから 17 ページを、また主要当市事業につきましては、18 ページを後ほどご覧いただきたいと思っております。予算の概要につきましては、それぞれの担当部長に説明させますので、ご審議をいただきご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 次に総務部長が予算の概要説明を行います。総務部長。

○総務部長 それでは平成 26 年度当初予算案の概要という、18 号議案から 23 号議案の資料 1 というのがお手元にあるかと思いますが、ご覧をいただきたいと思っております。その資料にて概要をご説明申し上げさせていただきます。表紙には目次がございます。1 から 18 まで記載のとおりの内容になってございます。

それではめくっていただきまして、1 ページをお開きください。

1 の会計別予算一覧表、予算規模でございます。最上段が一般会計の欄でございます、ただいま市長が提案理由で申し上げましたように、前年度比較 13% 増、349 億 1,200 万円で編成させていただいております。なお、消費税引き上げの影響額、歳出ベースで試算をさせていただきました。福祉関係なかなか消費税そのものを出すのが困難な品目もございますが、4 億円弱程度かということで積算等、試算をさせていただいたところでございます。

次の 2 ページ、2 の歳入予算の状況をご覧いただきたいと思っております。括弧 1 は、科目別の前年度対比表であります。349 億 1,200 万円の予算につきまして、1 款から 20 款までの予算科目ごとに予算額、構成比、前年度比較増減額と主な増減項目を掲載してございます。

まず 1 款市税では、市民税をはじめとする 6 税目——前年度と同様でございますが——で構成しておりまして、決算見込みそれから地方財政計画の伸び率等を勘案いたしまして、総額を 72 億 7,455 万円余り、前年度比較にしますと 0.1%、ほぼ前年度並みといえるかと思っておりますが、その額で見込んでおります。

主な増減項目が右端にございますけれども、個人市民税は皆さんご存じのとおり、東日本大震災の復興に係る臨時措置による均等割の増がございまして、5,632 万円余りの増を見込んでおりますが、法人市民税、たばこ税では、決算、実績見込み等によりまして、それぞれ記載の減を推計しているところでございまして、先ほど申し上げた前年度並みを見込む形でございます。

2 款の地方譲与税から 8 款の地方特例交付金までは、それぞれ決算見込みと総務省から出ております地方財政計画における収入見込みの増減率——伸び率と申しておりますが——それに積算した結果でございます。

9 款の地方消費税交付金では、これもまた地方財政計画の平成 26 年度地方交付税総額は 1.0%の減となっております。ただ、当方の試算の中では、合併特例債の償還額の増等によりまして、交付税算入の公債費の償還額が増えること、それから地域の活性化に係る地域の元気創造事業費として新たに交付税の参入事業も増えているところ等を勘案いたしまして、1.6%、2 億 1,300 万円の増を普通交付税のほうでは見込んでおります。ただし、特別交付税は災害復旧がようやく完了のめどが立っております。そういうしました変動分を勘案しまして、前年度比較では 5,000 万円減の 9 億円を見込んでいますところでございます。

10 款の交通安全対策特別交付金は、前年度実績見込みから 853 万円余りの計上でございます。

11 款分担金及び負担金 5 億 4,965 万円ほどでございますが、これは例年になりますけれども、児童福祉費負担金、保育園入園費を主なものとする、民生費負担金がほとんどの部分を占めております。率にいたしますと 96%になります。

主な増加部分では、保育園の入園費のほか、電気料が値上げになっておりまして、市道消融雪施設の維持費分担の増でございます。

次の 12 款使用料及び手数料では、使用料の部分で主な増減項目に記載のように、観光交流拠点施設、道の駅の指定管理委託による減、手数料の部分では清掃手数料で前年度に引き続いて、可燃ごみの処理量の減のほか、前段の条例改正でも申し上げました下水道の普及に伴って処理量の減による、し尿汲み取りの関係の減 1,195 万円ほどがございまして、3.5%減の 5 億 1,517 万円ほどでございます。

13 款それぞれの事業による交付基準で積算しているところでございますが、国庫支出金で 24.5%、14 款の県支出金では 29.8%と前年度は国の緊急経済対策で前倒しがありまして、大幅に減になったところがございますが、今年度は逆に大幅な増となっております。

国庫支出金では、平成 25 年度にも経済対策があったわけですが、平成 24 年度のような大きな影響がなかったことに加えまして、民生費国庫補助金の中で消費税率引き上げに伴う緩和措置、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金の支給が大きな要因となって大幅増となっております。

それから、県支出金では、民生費県補助金の部分で、私立わかば保育園整備の実施に係ります安心子ども基金事業による増が 1 億 3,519 万円、農林水産業費県補助金では J A の施設整備、補助金名では「強い農業づくり交付金」といいます。それから 6 次産業化、直売所整備に対する補助金、前年度は、補正予算でそれこそ事業量増に対応させていただきました人・農地プランにおける農地集積協力金の増など、児童福祉、農業振興対策補助事業の実施増が主な要因になっての増でございます。

続きまして 15 款財産収入 7,559 万円ほどでございますが、土地建物の貸付料や土地の売り払い、基金利子でございまして、塩沢庁舎の大和運輸への貸し付け、光ファイバーの貸付料が全体の 40%以上を占めているものでございます。

前年度に比べて 4.9%ほどの減額となっておりますが、増減項目に記載のように合併振興

基金利子 548 万円ほどの減が主な要因でございます。

16 款寄附金は芽出しでございます。

17 款繰入金では、6 億 4,329 万円、率にいたしますと 82.9%の大幅増でございます。財調、合併振興、国際交流、棚村の各基金の取り崩しに、本定例会、初日の一般会計補正予算で申し上げましたところの「地域の元気臨時交付金積立金」の部分が加えられたことによるものでございます。

18 款繰越金は、前年度と同額を計上させていただいております。

19 款諸収入でございますが、受託事業収入が主な部分、率にいたしまして収入総額の約 86%を占めるものでございまして、前年度も 48.6%とこの部分では大幅に伸びましたが、平成 26 年度はそれこそ新市立病院、魚沼荘建設の本体着工、それに消防救急無線のデジタル化事業が着工になりまして、22 億 8,649 万円、率にいたしますと 106.7%と大幅増になっております。

20 款市債でございます。借り入れ可能額を 39 億 9,080 万円と見込んでおります。市長の施政方針にもありますように、新市立病院建設など大型事業を主といたします建設事業の財源として、平成 26 年度も交付税措置率の高い、いわゆる「優良債」であります合併特例債を、臨時財政特例債、それから借換債を除く借り入れ可能額 18 億 6,000 万円ほどでございますが、の 8 割以上、15 億 4,100 万円と、優先的に活用しております。それと先に申し上げました「地域の元気臨時交付金」の取り崩しによって、合併特例債自体は前年度に比較すると 8 億 9,670 万円ほどの減でございます。

次の 3 ページをお願いします。括弧 2 は財源別の表でございまして、歳入予算科目を自主財源、依存財源に区分したものでございます。

自主、依存財源とも前年度比較からは増になってございますが、「科目別」で説明申し上げましたので内容は割愛させていただきますが、自主財源では繰入金、諸収入、受託事業収入、その大幅な増によりまして、自主財源の割合といたしましては、前年度比較 4.1 ポイントほど増になっておりまして 41.3%の割合になってございます。

続きまして、4 ページをご覧くださいと思います。歳出予算の概要につきまして（1）目的別でご説明を申し上げます。

1 款議会費では、常任委員会の管外視察日数それから議員の共済会給付費負担率の増で 442 万円ほど増でございますが、その他はほぼ前年度と同内容でございます。

総務費は、63 億 1,413 万円ほどでございまして、企画費に先ほど申し上げました「市制 10 周年記念事業補助金」9,600 万円を計上いたしましたが、管理費を主とした事業費目内容では大きく変わることはありません。

対象職員で 8 名減による給料、手当等の減を主とした職員費の減、合併振興基金積み立て減、大和庁舎の空調設備改修増などを主な増減項目といたしまして、2 億 4,000 万円ほど、率にいたしまして 3.7%の減額でございます。

3 款民生費は、81 億 4,153 万円余りで、前年度比較 17.5%の増でございます。まだ社会福

祉費、児童福祉費におけるいわゆる給付費・助成金等、扶助費というふうに分類されるものの増加傾向が続いておる中で、歳入の民生費国県補助金の部分でも申し上げた内容、臨時福祉給付金等の支給で大変また大幅な増になっているところでございます。

4 款衛生費では、主な増減項目に記載がございますが、医療等対策費、新市立病院建設事業で出資金を含めまして、27 億 2,174 万円と大幅な伸びとなっております、前年度比較 71.1%増の 65 億 5,063 万円ほどでございます。

5 款労働費は 4,651 万円ほどで、雇用創出事業の継続を主なものとするものでございます。

6 款農林水産業費では、ここでも 34.1%増と大きな伸びでございます。歳入の県補助金の部分で申し上げました、農業振興対策補助事業の部分が大幅な伸びとなっております。

7 款商工費では、4 億 4,309 万円ほどでございますが、商工振興費では重点施策にも記載があります、中小企業金融制度、企業立地対策の部分の拡充、それから観光振興費では、道の駅南魚沼を指定管理による運営といたしまして、2,929 万円ほどの増額編成でございます。

8 款土木費、35 億 7,950 万円余りでございまして、1.6%の増額でございます。

市長の施政方針にありますように、平成 26 年度の道路改築、橋りょう修繕などの社会資本総合整備交付金対象の補助事業は、11 億 9,100 万円ほどでございますが、橋りょう長寿命化に係る橋りょう修繕など、維持管理・補修事業、消パイリフレッシュ事業、機械除雪費など道路橋りょう除雪事業を主なものとしております。

これも歳入、国庫補助金の部分で申し上げましたように、平成 24 年度の経済対策前倒しの関係もありまして、交付金ベースでは 2 億円ほどの増となっておりますが、道路新設改良部分の単独費と、それから除雪業務委託費を平年ベースで 1 億円減としておりますことから、5,548 万円ほどの増という格好になっております。

なお、本資料の 18 ページに先ほど市長も申し上げましたが、8 といたしまして主要な投資的事業を記載しております。道路橋りょう維持補修事業ほか記載がありますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に 9 款消防費、6 億 7,576 万円余りでございまして、前年度に引き続き大幅増でございます。訓練塔の新築の部分は平成 25 年度で完了しますが、先ほども申し上げました救急無線のデジタル化事業が着工になる部分が増の主な要因でございます。

10 款教育費では社会教育費で図書館建設、大原運動公園野球場の完了とそれに伴う管理運営費の計上、小学校費では補正予算で申し上げました、浦佐小学校大規模改造の前倒し、中学校費では統合中学校建設に係る実施設計など、大型事業、重点施策の完了、進捗によるものでございまして、社会教育費 8 億 1,235 万円ほどの減額を主な要因といたしまして、28.2%と大幅減の 23 億 4,681 万円ほどでございます。

11 款災害復旧費は、平成 23 年の新潟・福島豪雨災害復旧が、豪雨災害関連の土地改良事業の繰越分の一部を残してほぼ完了したことにより、平年ベースに戻したところでございます。

12 款公債費は 51 億 392 万円ほどでございまして、長期債の元金で 45 億 7,019 万円ほど、

長期債の利子及び一時借入金の利子で5億3,373万円ほどの計上でございます。前年度比較8億9,833万円、率にいたしまして21.4%の増でございますが、これも市長の施政方針でございますように、平成16年度の発行債の借換えに伴う一括償還部分の増、8億8,307万円ほどを除きますと、ほぼ前年度並みでなっております。

13款諸支出金に土地購入費の芽だしで10万円の計上、予備費では、前年同額でございます。以上が、歳出予算の概要でございます。

なお、次の5ページ(2)といたしましては、平成26年度予算歳出部分を性質別に区分した表でございます。普通建設事業これは大型事業が多くなっておりますので、増額が大きいでございます。公債費でも増となっておりますが、人件費、維持補修費が減額となっております、いわゆる義務的経費の割合は、前年度に比べますと3.1ポイント減の42.7%となっております。

それから次の6、7ページは、一般会計の予算についてその構成比、規模の推移をグラフ化したものでありますし、14ページちょっと先へ飛びますが、上段には5として各会計別の基金残高表、下段には6といたしまして各会計別の起債残高表、それからめくっていただいた15、16ページには、総合計画の6つの政策区分別に重点施策の概要が記載されております。18ページは先ほど申し上げました主要な投資事業が記載されているところでございます。

それから、お手元のほうには議案資料2といたしまして、総合計画実施計画と平成26年度予算も配付させていただいておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

次に別冊のほうの平成26年度南魚沼市一般会計及び特別会計予算書並びに予算に関する説明書の厚いものをお出しいただきたいと思っております。表紙それから目次をめくっていただきますと、1ページが出るかと思っておりますがご覧いただきたいと思っております。第18号議案の全体でございます。それぞれ、第1条から第5条までのように、定めさせていただきたいものでございます。

次に9ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど1ページの予算第2条に記載の「第2表 継続費」でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、魚沼荘改築事業それから第9款消防費、第1項消防費、消防救急無線デジタル化事業につきまして、それぞれ総額を14億1,500万円、7億5,000万円と定め、記載の平成26年度から平成27年度までの年割額で継続費の設定をさせていただきたいものでございます。

めくっていただきまして10ページをお願いいたします。予算の第3条に記載の「第3表 債務負担行為」でございます。記載の計画区における地籍調査業務委託につきまして、平成26年度から平成28年度までの期間で、限度額を4,000万円とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次の11ページでございますが、予算第4条に記載の「第4表 地方債」でございます。市債の借りにくにつきまして、限度額を39億80万円そのほか借りにく方法、利率、償還方法の設定をお願いしたいものでございます。

なお、この地方債につきましては、調書が280ページに添付してございますので、後ほど

ご覧いただければと存じます。

それでは、今のご覧いただいております1ページに再度戻っていただきたいと思います。予算第5条に記載ございます、地方自治法に基づく一時借入金の限度額でございますが、前年度同額の35億円と定めさせていただきたいものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく後ほどご審議をお願いいたします。

○議 長 予算全般にわたる質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、当該議案について賛否または修正等の態度決定が可能となるよう、不明な点について執行部に説明や意見を求めるものであって、会議規則第55条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんのでよろしくお願いいたします。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それでは4項目ほどお尋ねをいたします。まず1番目は、国策であります消費税税率アップに関するものでありますが、今予算の中では地方消費税増税分5,940万円が計上されております。この部分について社会保障費に配分をした予算であるのかどうかというところをお聞きいたします。

2つ目としましては、市税に対する人件費、公債費の割合が昨年度よりも悪化をしている予算であります。自主財源比率は上がりましたが、内容は先ほど説明がありました、病院会計の起債によるものであります。公債費についても財政計画を上回っているのではないかというものでありますので、この部分についてどのようにお考えになったのか。

3点目は井口市長3期目の公約であります。10年間で市債残高を216億円削減するという公約を掲げて、当然されたわけであります。本年度予算では一般会計では約5億8,000万円ほどの削減でありますけれども、この部分についてのお考えをお聞きいたします。

4番目が今年度の6大重点施策の中で、新規事業、拡大事業それぞれが予算配分をされているわけでありますけれども、特に市税の落ち込みが大きいという、あるいは横ばいであるという部分であります。投資効果というものを考えてこういう新規事業であったり、拡大事業への予算の配分を行ったのかどうかということとあわせて、この予算執行に当たりましては、職員の配置異動は非常に重要であります。ここ二、三年を見ておきますと、担当職員が1年、2年でもって配置転換をされるという、非常になかなか予算執行になってもスピーディーさ、あるいは効率性という面で問題があったのではないかというふうに思っておりますので、この職員の配置異動の考え方というのはどうであったか、以上4点をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 地方消費税の収入増でありますけれども、5,990万円ですか、これは特に色がついたお金ではありませんので、この部分がそっくりこうだとかということでは、社会保障費とかそういうふうに回っているということではありませんが、民生費や衛生費これらの増、これらを見ていただければ、当然これでは足りない部分が、そういう部分に回っているというふうにご理解をいただきたいと思います。これでは足りません。足りない部分も民

生いゆる衛生費のほうでは増えていると。ですので、社会保障費のほうにこれ以上の部分が、予算の中では回っているというふうにご理解いただきたいと思います。

公債費の増は、一時的なものでありまして、特に心配はしておりません。前からちょっと申し上げておりましたように、借換債が8億円だったかこの部分ですので、特に何の心配もない。

216億円削減これはもうそういうつもりで、これからどんどんとやっていく。全体としますと病院部分が増えましたけれどもこれは別個といたしまして、一般会計分ほか新規、新たな要素を含まない部分ですね、水道、下水道これらも含めては相当数減額ができておりますので、何とかこの数字には追い付いていこうと、行くようにまた努力をさせていただきます。

投資効果というのはすぐに出る部分と、そして長くかかる部分がございますので、どの事業にどの投資効果があるということはとても申し上げられませんけれども、当然投資をしたら効果があると、これをきちんと念頭に置きながら予算化をさせていただいております。

それから職員の異動というか人事であります、1年、2年で動かしているというのはごくまれであります。特殊事情もありまして、課長でも1年で異動というのがございました。それらは特殊事情でありまして、一般的には最低はやはり2年あるいは3年はその職務についていただくというのが基本でありますので、大体3年、5年、7年というパターンが前からあるようでありますけれども、管理職等は本来でありますとやっぱり5年ぐらいいはいていただくほうがいいと思います。ただ、それも定年の問題とかいろいろございまして、そう条文化するほどきちんとはいきませんけれども、異動したことによって市政あるいは執行体制が遅滞するとか、ゆらぐというようなことにはならないように気をつけて、人事配置をさせていただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 質問2つ目の市税に対する人件費、公債費の割合について再度お伺いをいたします。公債費の増は一時的であるという部分と、借換債が含まれている部分でありますけれども、全体的に見れば349億円というふう膨れ上がりました。当初310億円ぐらいであろうというつもりであったのが349億円まで膨らんできたという部分であります。国の激変緩和であったりそういった部分も入ってくるものでありますけれども、本来は市の財政計画でありますよね、この9月ぐらいに見直すという部分があったわけです。それを見越した中でこの公債費が一時的だという部分について、そういうような判断でよろしいのかなというふうに思うのですけれども、この部分について再度お尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 これだけめまぐるしく経済情勢も変わりますし、我々が一番の原資としております地方交付税等についてはこのところ割合と安定してきておりますけれども、合併優遇期間終了後等には相当額減ると。15億円ぐらいですか、5年間で減っていくという見通しも立てながらの財政計画を今までもう立てておりましたし、これからやるのは今度は具体的

にその部分が出てくるわけでありまして、そういうことを念頭に置きながらやっていくということでありまして、特に大きな懸念要素というのは、全く私は今持っておりません。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 毎回この時期に聞いているのが、大体聞いているので今回それを置いておいてですけれども、これから消費税が上がるわけです。消費税が上がるに当たって、やっぱり消費税が上がった後というのは、例えば民間であれば家の注文が少なくなるとか、あとは売上げが減るとかそういう点があるわけです。市長のほうから常に言うておられることだと思いますけれども、なるべく地元の業者さんを使うようにということと、あとは職員さんのほうにも地元の商店を使うようにするよう。今回の予算というのは、本当にいろいろな点で消費税のことで、景気がちょっと落ちていくという部分で心配している点もあるので、改めて強く市長さんのほうから——来年は来年で予算の大規模な投資なんかもまたあるわけですし、ひっかかっているのもあるわけです。そういう点も踏まえて、例えば下請なんかもリストをいつも大体出してもらったりして市内業者を使うようにとか、お願いというのはしていると思うので、そういう点をちょっと強く言うていただければなと思います。

あとそれと、先ほどちょっと財政計画について心配ないというふうなのがありましたけれども、財政シミュレーションのローリングというのを、またそろそろしていったほうがいいんじゃないのかなというふうな思いがあるのです。その点はどういうふうにご考えておられるのか、もう直近になってきているわけですね。

それと、六日町病院だって、確か財政シミュレーションの中で六日町病院に関しては考慮されていなかったというふうに私は記憶しているのです。私の勘違いであればそのところは違うよというふうに言うていただければいいですが、その2点についてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 地元業者優先というのは、今までもそれを最優先にして取り組んでまいりましたし、どうしても技術的な問題等もあって地元ではない、例えば県内大手とか——ゼネコンはちょっとありませんけれども、そういうことにならざるを得ないという場合については、間違いなく地元の業者を使えるところはきちんと使っていただきたいと、リストまでは私は出しません。この業者ということとはなかなか言えませんので、そういうことで努めてまいっておりますので、当然その姿勢を貫かせていただきたいと思っております。

財政シミュレーションですか。さっき触れましたように、ことし6月ごろから取り掛かりますので、今議員おっしゃったように新市立病院、この部分は新たにその財政需要等も当然出てくるわけでありまして、それらが今現在の和歌山病院に対する繰出金やそういう部分とどう違ってくるのか。この辺は検証材料ではありますが、大きく繰り出しをどんどんとしていかなければならないことには、私はならないと思っております。

きのうの阿部俊夫議員のご質問に確かお答えした、ああいう変動は出ますね。ですけれども、それ以外に大きな変動はないと思っております。シミュレーションは常にやっておりますけれども、毎年、毎年やっぱり総合計画の見直しといいますか、実施計画の中でもずっと

それをやっているわけでありまして、財政的にどうだという部分を出すのは、また今回6月ごろから取り掛かって、なるべく早く皆さん方にまた見通しを示させていただきたいと思っております。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 2項目質問をさせていただきます。1つ目は市長は財政的には全く問題がないと。現状では問題がないと思います。ただ、将来的に考えるとちょっと不安な要素も見えてきた予算であるというように自分は捉えたのですが、その辺の心配を払拭する答弁をいただきたいと思うのです。まず基金であります財政調整基金、ことし5億8,000万円取り崩し、それから合併振興基金これも1億5,200万円取り崩されていますけれども、こうした財源は平成30年以降、地方交付税が減額されていく中で、非常に大事な財源として取っておくべきであろうと、これ素人考えかもしれませんがそう捉えていたのです。ですが、こうもあっさり崩されてしまいますと、キャッシュフローいわゆる資金繰りが大丈夫なのかというちょっと心配もあるのです。そうしたところも含めて現在の情勢といいますかことしの見込み、それから向こう2年、3年ぐらいの財政の見込みですね、基金の動きを中心に説明してもらえればありがたいと思います。

2項目はですね公債費。これもことしは10億円近く9億円ですか増えています。またはこれについては例年私は質問しているのですが、実質50億円が市の純粋な市民のから上がってくる税金の負担ではないだろうと。当然交付税措置されている部分があるのであろうと。毎年大体半分以上ぐらいは交付税措置をされますという答えをいただいているのですが、見通しとしてはどうでしょうか。以上、2項目をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 財政調整基金につきましては、計画上はもう平成26年度は残金残高が10億円を切るという当初の財政シミュレーションでありましたけれども、そういうことでなく、まだ例えば今年平成26年度に5億数千万円入れたとしても16億円。ですから、当初の予定よりはきちんと積み立てているというふうにご理解いただきたいと思っております。

それから合併振興基金ですけれども、これは繰戻し分をことし少なくしたということだけです。おわかりでしょうか。だから、使ってしまった分を戻すことになっているのですけれども、その戻し分をことしはちょっと調整をさせていただいた。それで、この34億円についてはきちんと確保しているということになりますので、特に心配はない。

そして、それらの原資を使いながら、5年延長という話もありますけれども、とりあえずは平成28年度からの交付税、あるいは合併特例債の使用等も一応平成27年で終わりという計画でありましたから、これはまあ5年延長されるようになりますけれども、それらの資金減になるわけです。そうしますと常に申し上げておりましたように、建設関係事業は一挙に40億円から20億円ぐらいに減るという予測を立てたんですけれども、その激変緩和等にこれらを充てていければということでもあります。20年30年先までは私は見通せませんが、今の状態をきちっと保って、そして財政規律をもっていけば、10年はまず大丈夫というふう

考えております。

交付税もさっきもちょっと触れましたように、10年過ぎるともう一本算定になっていくということでどんどん、それが減る額が大体我々は15億円ですね。今全国の合併した市町村からは、とてもそれをやられても地方自治体がもたない、何とか考えろということで国のほうに申し上げているわけでありまして。国のほうも何らかの方法を考えなければならないなどというところまではきておりますが、私どものところが15億円減ればそれは大打撃であります。けれども、さっき触れましたように、もろもろの基金、あるいは事業調整こういうことの中で例えば15億円減ったとしても、これは1年にとんと減るわけではありませぬので、5年かけて減らしていく。そうしますと、大体平均的に3億円これは簡単に吸収できるなんて言う余りにも楽観的な言い方ですのでそれは言いませんが、まずは大丈夫なようにやっていくという今現在の考え方を持っております。では、あの方には財政課長に答弁させます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 公債費に関しての財政措置ということでございますが、その前に公債費のほう見た目は数字的には膨らんできております。しかしながら、この内容といたしましては今利息の高い、また交付税措置の低い起債と合併特例債が入れかわってきております。そういった関係で平成21年度末の起債残高の公債費、合併特例債の比率が20%ちょっとだったものが、平成26年度末の予定では起債残高の合併特例債の比率が45%まで上がってきております。この45%のうちの7割が交付税に財源措置されるということですが、その残りの55%につきましてもそれなりの交付税措置があります。細かい計算はちょっとしておりませぬけれども、一応そういった形で交付税措置のほうはされております。以上です。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 長期財政計画のほうは私がちょっと見ていなかったもので失礼しました。1回目の質問のところで基金を取り崩すということだと、やっぱりちょっと資金繰りのほうに心配があるのですが、全く問題がないということで理解してよろしいわけですね。

それと今ほどの財政課長の説明ですが、臨時財政対策債も入っておられるかと思ひますし、交付税は100%ですよね。そういうことを考えると、実際に50億円公債費がありますといつても、実質的には例年の答えですとおそらく実際に市税等で負担する部分は50%強ぐらいじゃないかというようなふうに捉えているのですが、これで間違いないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 100%問題がないとは言いませんけれども、先ほど触れましたように向こう5年、10年については、突発的な事項がない限り大丈夫だというふうに私は自負をしております。

それから、後段のほうの質問でありますけれども、大丈夫だそうであります。

○議 長 あと2人です。

昼食のため休憩といたします。再開は1時20分といたします。

[午前12時07分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点お聞きしますが、この説明の中に3本の矢とか、要するにアベノミクスの効果で景気回復の動きが当市にも確実に届くことを期待するという記述がありますけれども、これについて懸念するところはないか、ひとつ伺っておきたいと思います。先般の条例の時にも言いましたけれども、消費税増税というのは非常に影響があるというふうに一般的にはいわれているかと思いますが、先般の入札の説明でもありましたように、非常に物価の上昇とか、あるいは消費の落ち込み、さらに予測での便乗という言葉がいいか悪いか、いろいろ諸物価の値上がり重なってくるわけでありまして。国民の生活は大変な状態になるというふうに私はいつも申し上げているところですが、こういった中で、市の予算として市民の生活を守る、あるいは景気の後退というか、それを緩和させる何らかの施策が今回盛り込まれているかどうかという辺りを、私はお聞きしたいというふうに思いますが、お答えをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 アベノミクスといいますか、そのことによって景気が上向いているという報道はございます。その反面、消費税による前の駆け込み需要で、増税後は反動が出るということも予測をされております。やはり期待するというのは当然であります。景気がそのことによってよくなるということを目指すのは当然でありますので、それはそういう記述でありますけれども、市民の生活を守る、あるいは消費税増税後への落ち込みの対応、落ち込まないように対応するというのは、提案理由にも若干申し上げましたように、とにかく我々はある程度の仕事を用意する。これは一番財政出動的な面もありますので、それらを駆使しながらとにかくお金が回るようにということでありまして。

ただ、今の情勢の中で大手企業ベースアップ等が続々と発表されているわけですが、これも一番懸念されております約7割の皆さん方がお勤めの中小企業、これの波及がどうなるのかというところがまだ見えてまいりません。私たちができることは、今議員がちょっとおっしゃいましたように、それではその増税分をどう、何とか我々の市のほうで吸収できると思いますか、軽減できる部分、これはどこにあるのか。そういう中で、この一般会計予算ではありませんけれども、水道、下水道、この値上げをしないと、こういうことでありまして。

これからまた、一番懸念しております国保税の形がどうなるのか、これも5月ごろには出てくるわけでありまして。これらを5月になりますと消費税増税後の動向も1か月過ぎるわけですので、ある意味状況が見えてくるわけでありましてから、それらも勘案してどうやっていくのか、これは今後の対応ということでありまして。とにかく仕事がなく不景気だという形だけは何とか免れたいという思いで、それぞれのところに予算配分をさせていただいたということでありまして。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　仕事を用意すれば、お金が回るというふうに言われますが、私も自分で事業をしながらやっていると、なかなか末端というか、賃金のアップというところにはいかない状況ではないかというふうに思います。アベノミクスの問題点といいますか、要するに企業、あるいは大企業等がもうかればその下へ波及するというトリクルダウンといいますか、効果があるというようないい方を、仕事をどんどんやることによって、公共事業をやることによってというような話がありますけれども、私はそれはもう我が市としてみるとかなりやってきているのではないかというふうに思います。

そして今回これだけのいろいろな事業が目白押しに、公共事業が用意されているわけがありますけれども、私はその辺を非常に懸念しているのです。そういう点ではどうのお考えを持っているか。ちなみに水道、下水道、国保税という話をしましたが、私もきのう夜の会があったところで、何とか値上げをしないでやっていただけるようだという話をしましたら、本当に皆さん喜んで、すごいなという評価をいただいたところであります。やはりそういうものを望んでいるという感じがしましたが、もう一度その部分を伺っておきたいというふうに思います。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　やはり仕事を幾ら出しても、従業員の皆さん方にその果実が回らないということであれば、これはどうしようもないわけでありまして、ご承知のように例えば公共事業関係、いわゆる労務賃金は相当上がっておりますので、間違いなく上がっているのです。公共事業発注の部分は相当上がっておりますから、これはその分が100%とは申しませんが、相当回るとは思っております。けれども、さっき触れましたように、私どもの懸念材料というのは、そういう公共事業に頼ることのほとんどない皆さん方の会社の業績や、あるいは労務賃金のアップとか、そういうことにどうつながるかというのが非常に、私どもが見えないところでありますし、一番の懸念材料ではあります。

ただ、ない袖を振れとは言いませんけれども、景気は気ともいわれておりますので、気持ちを上向きにしていくためにも前々から申し上げておりますように、10周年記念事業をそれぞれの地域でも、そして市の主催としても相当の数、あるいは金額的にも約1億円近い部分を投入してやるわけでありまして、こういうことによって、気持ちの面でも少しでも上向いていただくようにと、そういう思いで10周年記念はやらせていただこうと思っております。何せその4月1日からの増税後の形がなかなか、不安材料ばかりは書かれておりますね。新聞もテレビも報じておりますけれども、どういう実態が本当に出てくるのか。この辺がちょっとつかめませんので、さっき触れましたように国保税ばかりのことではなくてその状況を見た中で、例えば補正が必要だとか、そういうことであればそれは迅速に手を打っていくと、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　たび重なって申し訳ありませんが、過去の例といつも言いますが、消費税の3%から5%になった、あるいは5%から今度は8%ですね。そういう経験をや

は参考にしななければならないと思うのですが、かなり私は打撃があるというふうにみえています。そうした中で、もし、単純に市財政として考えてみれば、税収が落ち込んだ分は交付金で賄われるのだというような単純な考え方でいいのかどうか。ひとつその辺、どういった処置の仕方があるのか。要するに出からみでの入りをここに書いてあるわけですから、その辺ひとつどんな感覚で捉えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 前回の3%から5%、3%というものを設定した時、これらの時に今ほど財政出動的な部分、あるいは金融の緩和、これほど確か大規模にはやっておりません。今回は5%から8%ということで上がる率もさることながら、トータルで8%というのは大きなものでありますのでそういうことも含めて、前回の教訓を生かした上で、国もああいうことを考えてやっていらっしゃるのだろう。その効果的には今のところ出ているということであります。

これがこの後どうなるか。これは本当にわからないところでありますし、我々も例えば税収が減った分は交付税でくるからいいなんて考えてはおりません。今の税収の見込みも個人法人税は若干伸びておりますが、これは税制の改正部分であります。法人税がちょっと落ちるだろうということを予測しておりますが、これはこの3月期の決算、あるいは四半期ごとにやるわけですのでそれらの決算状況はどうなるのか。これは見込みはつきませんが、例えばある大手では赤字から黒字に転換したとか、そういう部分も出てきているわけでありますので、悲観ばかりはしてはられません。悲観ばかりはしてはできませんが、とても楽観的な見通しにも立てないわけでありまして、いよいよ交付税でも足りない、これも足りないという時は、これは短期的ではありましようけれども、財調基金を使いながら、やはりお金を回していくこと。それから将来に安心を与えるということを考えなければ、なかなか、例えば不景気といわれた時の克服はできないわけであります。そういうこともある意味、ちょっと長期的な考え方の中に立っての予算の編成といいますか、補正、こういうことも考えていかなければならないとは思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたします。1点目はきのう行われた市民病院の入札のことでありますが、第1号、第3号のこの部門については、調査をもう一度やりつつというような表現だと私は思っていますが、どういう調査をここで改めてやるのか、差し支えない範囲で教えていただければと思っておりますし、この最終日ぐらいまでには、この議会の議決を得られるような形になるのかどうか、まずこれを1点聞かせてください。

もう1点目ですが、この合併振興基金34億円、当初は積んでおいて利息の運用、これは自由であるというふうに私どもは捉えられていたわけです。それから先代の副市長のころだったでしょうか、大体これは使っていないのではないかというような感じているのだが、というような含みのお話を、私は聞いた覚えがあります。先般の県の予算、この中で震災復興基金3,000億円のわけですが、これは返さなければならないというふうに聞いてびっくりしまし

た。当初、ちょうど震災直後に新しい知事が就任したわけでした、地元のベテラン県議さんも「おいおい、たいしたものだ。2,500億円といったが3,000億円を頑張ってとってきたのだな」と、こういうふうには手放して本当に喜んでいたわけでありましてけれども、これと同じような形になる懸念はないのかどうか。もう1回確認させてください。

○議長 市長。

○市長 きのうちちょっとご質問が出ました病院の入札の結果であります、とりあえずは後で副市長のほうから詳しくご説明申し上げますけれども、結果は結果としてこれから調査をさせていただいて、疑惑があれば即契約しないと、こういう一札を取って入札を執行しております。

一応、きのう3社決まったわけでありまして。ただ、その中で設備のほうでダイダンという企業をトップにした企業体これが1つだったわけです。そこが落札いたしました、本日国土交通省がダイダンを指名停止、県がそれに追随すると思っております。そうなりますと私たちはその契約をするわけにはいきませんし、契約取り消しでもう一度設備だけ入札のやり直しです。これはダイダン側の例の新幹線工事で調査対象にあがっていた時から、ちょっと懸念はしておりましたけれども、結果が出ないうちから指名停止というわけにはいきませんでした。半分ぐらい予測しておりました。

設備については若干入札、契約等が遅れても工期の関係にはそう心配はございませんので、改めてこれからもう一度入札をやり直させていただくということになるわけでありまして。ほかの部分については副市長から答弁をさせます。

○議長 副市長。

○副市長 今、市長のほうからお話があった以外のものについて、お話を申し上げます。これはきのうも申し上げましたが、談合の処理に関しましては、市の談合情報対応事務処理要領というものがございます。これに基づいて、日にち的には本日になりますが、各社をお呼びいたしまして事情の聴取をさせていただくということでありまして。これについては例規上になっておりますので、事情聴取書ということで、ここで一々申し上げませんが、例えば工事の施工を知った時期、その情報の入手手段とかそういう項目がありまして、それについて逐一お聞きをしてその後判断をさせていただくということでありまして。

それから、今ほど市長が答弁申し上げましたダイダンのことですが、聞いている部分であります、関東整備局のほうで指名停止だという話は伺っておりますが、私どもが追随をしております新潟県のほうはまだその行動に移っておりませんので、県のほうの行動をみながら、ひょっとしたら先ほど市長がおっしゃったような行動になるかもしれないということでありまして。したがって、調査をした上で、市長に報告をして、3社についてどうやるか判断を仰ぐということになります。以上でございます。

○議長 市長。

○市長 この合併振興基金であります、県の震災復興基金は全く借りこんで、利子を運用して原資は返していくということです。我々の合併振興基金は全くいただいたもの

でありますから——いただいたというか自分たちで合併特例債を発行して、自分たちのお金でありますから、返す必要は特にございません。これを原資として、先ほど触れましたように、財政不足といいますか、そういう時のための対応として今積んであるということであり、目的が違いますし手法が違いますので、県民にそっくり返さなければならないということはありませんので、よろしく願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点目ですが、そうですか。また例えばこのダイダンのほうですが、県の措置に従った場合、その部分だけ分離をして発注をするということでしょうか。そうすれば、工事の遅れは、ほかの2部門がこのまま有効に通れば、そう大きな遅れがなくて、少なくともこの2部門だけは今会期中には議決が得られると思っていいいのでしょうか。それがまず1点です。

それからその振興基金のほうです。合併特例債のほうから、一部として確か我々も感じたわけですが、全くそれは問題なしに自由に使っていいいということで、特例債の一部としてその一部を返済するということはないというふうに思っていいいわけですね。

○議 長 市長。

○市 長 ダイダンの件については、設備はそういうことで先ほど触れましたように、建築工事が先行いたしますので、1か月、2か月遅れてもまずは大丈夫だろうと思っております。

それから振興基金でありますけれども、今議員がおっしゃったように1回は借りているわけですが、特例債として借りているわけですから、その3割は我々も返していかなければならない。7割は交付税で措置されます。そういう基金でありますので、県の震災復興基金とは全く意味合いが違いますので、使えるということでご理解いただきたいと思えます。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 話が出ましたので、入札についてお伺いします。私もこの業界にいたものですから、こういう公共工事の不落だとか、入札参加者がいないとかというものが、非常にうちの市の計画について懸念をされるのではないかというふうに思っています。そういうことのできのう市長から、総務省もこれについての対応を協議しているというような話もありましたが、入札方法をもう一度根本から見直すというふうなこともなさっているのか伺います。

というのは、公共工事、特に建築工事について、これは職人の仕事の継続ですから、次は内装屋が入る、次は鉄筋屋が入る、こういうことの継続ですので、今はきのう市長から話があったように資材もそうですけれども、職人がいないのです。今、基幹病院とかとなり町の工事の話聞いても、もう職人がいない。えらい遠くから連れてくる、スーパーゼネコンの話ですよ。それだけ公共工事に魅力がなくなっています。

設計労務単価が2月に変わりました。普通作業員で1万4,900円ですか。私がお世話になっていたころはまだはるかに上です。とてもこれだけの金を上げたとしても、全然魅力がないのです。今確か、参加者がいないという工事は、みんな民間工事に流れているのだろうと思

います。ですから、ちょっとあり得ない話かもしれませんが、魅力の出る、そういう工事にしていかなければ、みんなが参加しないという事態が続くのではないかと。

私たち議会もきのう議会の議決責任というのもありました。市が、まして病院や福祉のこのあと続く計画です。学校もそうです。これが工事が進まないなんていうことは、私たちにも責任があるというふうに思っています。ですから、公共工事をもう一度根本から見直す、そういう努力が必要ではないかというふうに思っていますが、今現在、そういうことを着手しているかどうかお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 この総務省関係と県からも通知がきておりますけれども、国土交通省、総務省、そういうところから県のほうにも要請があったということで、私どものところへ1月31日付でまいった文書でありますけれども、「平成26年2月1日から公共工事設計労務単価、及び設計業務委託等技術者単価を改定するなど、実勢を踏まえた予定価格を設定するところとあります」と、こういうことで実勢に合った単価をまずは使わないさいと、結局それによってお金がいっぱいになるわけです。そういうことに対しては国としてもきちんに対応しますよということですので、国土交通省はもう最初からぼんとやっておりましたが、総務省からもそういうことで、ある意味財政的な後押しはしますよと、こういうことであります。

今、市内の業界の実態であります、平成23年の豪雨、この復旧に、特に土木関連業者は追われてきました。建設関係は余りそうではなかったのです、特に。今、特にこの病院で一番応札の数が少なかったというのは、ちょっと特殊な建物になりますので、最低で県内大手、これをJVに、ここを筆頭にして組んでくださいと、これをやったわけです。そうしたら県内大手がほとんど東京へ仕事が向いていて応じていただけなかった。ですのでたった2JVでした。

それから先ほど触れました設備も非常に難しい部分がありましたので、ある意味大手、それはもうダイダンしかなかったのです。そういうことで、例えばこれをある程度工夫をしてやれということで、市内業者のJVでも、あるいは単独でもいいということになりますと、建築関係については今、議員がおっしゃったように型枠工がいなくとかいろいろありますが、総飽和状態であつてもう仕事はいらないう状況ではないというふうに私は感じております。これが今の病院はそういうことですが、魚沼荘とかそういうところに大きく波及するとは、今のところはそういう見通しは余り立てなくていいのではないかという思いではあります。よろしいでしょうか。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 今の状況は、市長が捉えてそうでしょうけれども、この先、もう始まっているのだらうと思います。確かそういうふうに職人がいないと、特に建築工事です。これは外国人を連れてきて何とかするということではありませんので、応急に職人に仕立て上げるには2年か3年、4年、5年かかるのです。そうすると、民主党政権の時に公共工事、箱も

の、たたかれましたから、みんな職がこの先はないと、もうほかの職業に転職してしまっているのです。ですから、絶対数がないのです。そういう中で、公共工事について魅力あるものにしない限りは、応募者がいないということが続きますので、入札方法をもう一度本当に国のほうと足並みを合わせて、研究をしてもらいたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 そのとおりでありますので、待遇改善的な部分も含めて、きちんと調整といたしますか、できる限りの配慮をしながら発注業務に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

異議なしと認めます。よって、予算全般にわたる質疑を終わります。

○議 長 歳入に対する説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは歳入の説明をさせていただきます。予算書の18、19ページをお願いいたします。1款市税合計では、72億7,455万円、前年度比587万円の微増と見込みました。税目別に要点をご説明申し上げます。

1項1目市民税個人分、21億84万円、前年度比2.8%、5,632万円の増額。1節現年課税分は、20億7,234万円、前年度比3.3%、6,644万円の増額。説明欄をご覧ください。

均等割額、1億234万円、前年度比1,321万円の増。増額理由は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで10年間の臨時措置として、均等割額が3,000円から3,500円に500円増税となります。納税者数については、前年度実績により前年度比400人増の3万1,000人を見込みました。

所得割額は、前年度決算見込額を勘案して、前年度比5,323万円増の19億7,000万円を計上いたしました。収納率は前年度比0.1ポイント増の97.2%と見込み計上いたしました。2節滞納繰越分、前年度比1,011万円減の2,850万円。減少の理由といたしましては、繰越額を前年度比5,325万円減の1億5,000万円と見込んだことによります。2目法人分、本年度予算額、5億7,455万円、前年度比6.9%、4,260万円減と見込みました。

1節現年課税分、前年比6.9%、4,255万円減の5億7,281万円。均等割は、前年比3.1%、721万円減の2億2,488万円。法人税割は、前年比9.2%、3,533万円減の3億4,793万円。法人税割額につきましては、景気動向や各企業の事情により予測は難しいところです。国は地方財政計画で12%と大幅な伸びを見込んでおりますが、当市においては、前々年度の納税額上位企業のうち数社が、前年度において業績を下回ったことなどを勘案し、減額と見込みました。収納率は、前年度と同じ98.0%と見込んでおります。

20、21ページをお願いいたします。2節滞納繰越分ですが、ほぼ同額の174万円を見込みました。2項1目固定資産税、本年度予算額38億8,029万円、前年度比117万円の微増となっております。

1 節現年課税分は、前年度比0.2%、664万円増の37億7,737万円。評価替え3年目ということではほぼ前年並みとなっています。課税標準額は、前年度比0.2%、約5億円増の2,831億2,000万円。内訳として土地が約13億円の減、家屋が約32億円の増、償却資産が約14億円の減、収納率は、前年度と同じ95.3%と見込みました。

2 節滞納繰越分は、前年度比547万円減の1億292万円。減額の理由は、繰越額が前年度比6,222万円減の、11億6,954万円と見込んだことによります。

2 目国有資産等所在市町村交付金であります。これは国有資産等所在市町村交付金法第2条に基づき国・県から交付されるものであり、前年度比91万円減の、2,083万円を計上いたしました。

3 項1 目軽自動車税、1億5,519万円、前年度比1万円減とほぼ前年並みとなっています。1 節現年課税分は、前年度比29万円増の1億5,328万円。台数、調定見込額とも、ほぼ同じと見込んでおります。2 節滞納繰越分についても、前年度並みの191万円を見込みました。

22、23ページをお願いいたします。4 項1 目市たばこ税 4億4,625万円、前年度比839万円の微減と見込みました。

5 項1 目入湯税、本年度予算額3,482万円、前年度比3.3%、112万円の増額です。特別徴収義務者数は前年度から2件減の41件を見込んでおります。1 節現年課税分は、前年度比113万円増の3,467万円、利用人数を約9,500人増の29万人と見込んでおります。

6 項1 目都市計画税、6,175万円、前年度比80万円の減と見込みました。1 節現年課税分は、前年度比44万円減の5,964万円。課税標準額は、ほぼ前年度同額の約625億9,000万円を見込んでいます。内訳として、土地は約10億1,000万円の減、家屋は5億4,000万円の増、収納率は、前年度と同じ95.3%と見込んでいます。

24、25ページをお願いいたします。2 節滞納繰越分も、前年度とほぼ同額の211万円と見込みました。以上で市税に係る説明を終わります。総務部長と交代いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどは大変失礼いたしました。それでは続きまして24、25ページですか、2 款の地方譲与税からご説明申し上げます。1 項1 目地方揮発油譲与税、それから2 款、3 款、4 款、めくって5 款から譲与税及び交付金とございますが、これは国において徴収いたします元税が、法に規定された割合で市町村のほうへ交付になるものでございます。地方揮発油譲与税につきましては、国税の伸びが若干減となっております。1.5%ほど減の中で、決算見込みにその伸び率を積算いたしまして、9,070万円の計上でございます。

自動車重量譲与税についても、ほぼ揮発油税のほうと同じような伸びで税収が推計されておりまして、2億1,950万円の計上でございます。

以下、3 款、4 款、めくっていただきました5 款の株式譲渡所得割交付金までは、今度は県税の側での収入から割合について交付されるものでございまして、それぞれ地方財政計画のほうに平成26年度の収入見込みを増減率で示したものがございまして、それを平成25年度の決算見込みに勘案いたしまして、今回見込んでいるところでございます。それぞれが3

款から5款までの款については、記載の額での計上でございます。

6款の地方消費税交付金でございます。これについては先ほども議論がございましたが、消費税が4月1日から引き上げになります。この分については地方消費税の分でございますので、今まで1.0が1.7%となるわけでございます。その収入を都道府県間で清算を行った額の2分の1をまた市町村の人口及び従業者数により按分して交付されるものでございます。消費税ですので、これからその引き上げについての部分が数字として表れてくるわけですが、今、国で見込んでおりますのは、112.7%ほど今年度よりは伸びて交付できるというような見込みでございます。その数字を勘案しまして5,940万円増の6億5,760万円の計上でございます。これは0.7%上がりましたので、単純に考えれば、1%が1.7%ですので、1.7倍まで最終的に伸びる可能性もあるわけですが、その辺は国の伸び率にしたがって予算を計上させていただいているところでございます。

それから、7款の自動車取得税交付金でございますが、これについては4月1日から逆に減税になります。そうしますとほぼ半分ぐらいの収入の見込みになってくるということから、50.2%ほど減の4,065万円ほどの計上でございます。

8款1項1目の地方特例交付金でございますが、これについては住宅ローン特別減税分に係るものの減収補填分の関係でございます。前年度に比しまして6%ほど増の2,160万円の計上でございますが、今現在、住宅建築着工がまだ増加傾向が引き続けているということで、若干の増を見込ませていただいているところでございます。

次に9款地方交付税でございますが、概要説明で積算等につきましては、ご説明申し上げました。普通交付税で96億1,300万円、特別交付税で9億円の合計105億1,300万円の計上でございます。

10款1項1目の交通安全対策特別交付金につきましても、概要説明で申し上げましたとおり、過年度から前年度の実績見込みから853万円ほどの計上でございます。

めくっていただきまして、28、29ページをお願いいたします。11款分担金及び負担金でございます。1項1目の農林水産業分担金では、林道整備として、大崎水尾線の地元負担分63万円、2目の土木費の部分は説明欄記載のように、それぞれ所要の分担金でございます。

2項の負担金の部分でございますが、その大部分が2項1目民生費負担金2節児童福祉費の負担金でございます。説明欄最上段、保育園入園費負担金、つまり保育料でございます、4億6,453万円余りでございます。説明欄のその下、入園費負担金の滞納繰越分がございません。今現在129件、2,278万円ほどの滞納繰越額見込みのうち、500万円を計上させていただいております。1つ飛びまして、放課後児童健全育成事業負担金にも滞納繰越分がございません。これにつきましては24件、81万円ほどの滞納繰越額見込みのうち、10万円の計上でございます。

一番下、12款使用料及び手数料につきましては、それぞれ条例等に基づくものでございまして、前年度決算、実績見込み等により積算しておりますが、下から2行目、3節、清掃使用料の説明欄、し尿処理施設使用料159万円ほどは、昨年の10月から仮設トイレのくみ取り

を業者の直接事業といたしましたことから皆増でございます。

めくっていただきまして、30、31 ページをお願いいたします。使用料の続きでございます。4 目商工使用料では、これも概要説明で申し上げました、観光交流拠点施設の指定管理としたことによる減、5 目土木使用料では、前年度と同じ徴収項目でございます。4 節住宅使用料では市営、市有住宅関係の計上でございますが、説明欄下の 2 行、滞納繰越分ではありますが、住宅使用料関係では、延べ 79 件で、1,170 万円ほどの滞納繰越見込額のうち 240 万円、駐車場の使用料では、延べで 48 件、79 万円余りの滞納繰越額見込みのうち、12 万円ほどの計上でございます。

2 項の手数料では、これはそれぞれ特定の方に提供する役務に対して徴収をさせていただいているものでございますが、めくっていただいて 32、33 ページをお願いいたします。概要説明で申し上げたところでございます。枠の上段、3 目衛生手数料、2 節清掃手数料のし尿汲み取り、可燃ごみ処理手数料を主なものとする減によりまして、枠の最下段の手数料計で、前年度比較 1,532 万円余り減の 3 億 1,309 万円ほどの計上でございます。同じく清掃手数料の説明欄 3 行目、し尿処理手数料の滞納繰越分を計上してございます。これにつきましては繰越額見込み 74 件、121 万円ほどのうち、収納見込みで 38 万円余りを計上してございます。

次に 13 款国庫支出金でございます。それぞれ歳出の事業に対応する項目でございますが、1 項の民生費国庫負担金、1 節の社会福祉費。これは次ページにわたっておりますので、34、35 ページをお願いいたします。説明欄、大きいもので申しますと 2 行目、障がい者自立支援給付費で、サービス利用者数及び単価増によりまして、1,280 万円ほど増の 4 億 5,380 万円余り、その下、2 節の児童福祉費では、説明欄、保育所運営費負担金が私立保育園保育委託事業の増によりまして 1,944 万円ほど増であります。児童手当国庫負担金では、支給対象の減によりまして、2,280 万円ほどの減額となりまして、前年度に比べますと 184 万円ほど減の 8 億 8,411 万円余りの計上でございます。

次に国庫補助金でございます。これもそれぞれ歳出の事業に対する補助金計上でございますが、1 目民生費国庫補助金で社会福祉費、児童福祉費の説明欄、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の皆増、3 目では土木費、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金で 2 億 3,676 万円の増のほか、4 目教育費では、小学校費の説明欄、最下段の城内小学校ほかアスベスト対策でございまして、学校施設環境改善交付金、めくっていただきまして 36、37 ページ、5 目消防費の災害対応特殊救急車購入等に係る説明欄、緊急消防援助隊設備整備費補助金が皆増となっております。枠最下段の国庫補助金計で、5 億 1,780 万円余りと、前年度に比べまして大幅増となっているものでございます。

その下、3 項の委託金でございます。総務費、民生費、土木費の事務委託のほか、委託金ではありますが、前年度実績見込みから、ほぼ前年度並みの見込みとしております。

14 款県支出金でございます。1 項 1 目民生費県負担金では、国保特別会計への繰り出し部分でございます。社会福祉費、保健基盤安定負担金のほか、社会福祉費、児童福祉費とも 13 款 1 項の民生費の国庫負担金で申し上げました内容の県負担部分が主なものでありますし、

めくっていただきます。38、39 ページ、上段 2 目の事務移譲交付金は、説明欄記載の内容、それぞれ前年度並みの計上でございまして、その下、県負担金計では、1,266 万円ほど増の 6 億 8,449 万円余りと計上をさせていただいております。

2 項県補助金であります。主なものは、1 目総務費県補助金、説明欄一番下、県市町村合併特別交付金で前年度比較 920 万円減の 9,080 万円、2 目の民生費県補助金、1 節社会福祉費では、説明欄の下から 2 行目になります高齢者、障がい者住宅改修に係る、安心スマイル事業県補助金 150 万円、その下、魚沼荘改築に係るものですが、高齢者施設整備費補助金 9,072 万円が皆増でございます。

2 節児童福祉費では、説明欄の下から 3 行目になります。放課後児童健全育成事業費補助金、上田クラブが新設になりますので 891 万円余りの増、安心安全こども基金事業は、概要説明でも申し上げました、私立わかば保育園整備によるものがほとんどを占めているものでございます。

3 目衛生費では、1 節の保健衛生費で、これも 40、41 ページをお願いいたします。下から 2 行目、一番上段の枠の下から 2 行目になります保健衛生施設等施設・設備費、これは齋藤記念病院の CT 購入の補助でございまして 1,173 万円ほどが増となっております。2 節環境衛生費は、前年度は補正対応とさせていただきました有害鳥獣捕獲の担い手確保事業の計上でございます。

4 目労働費では、緊急地域雇用創出特別基金事業 536 万円ほどの増によりまして、3,436 万円ほどの計上でございます。

5 目農林水産業費では、1 節農業費で、概要説明で申し上げたところの上から 7 行目の「強い農業づくり」、逆に今度は枠の下から 5 行目の「6 次産業化」が皆増しておりますし、同じく下から 7 行目の「人・農地プラン」の増を主なものとしまして、前年度比較 2 億 7,082 万円ほどの大幅増となっております。

42、43 ページをお願いいたします。2 節の林業費県補助金でございます。図書館建設、越後杉利用で外壁等を工事したわけでございますが、その森林・林業基盤づくり交付金事業、また、森林きのこ王国支援事業などの完了によりまして、7,906 万円の減となっております。その下、6 目商工費の説明欄、「南魚沼地域振興戦略事業」は、産官学イノベーション推進事業でございます。7 目土木費、8 目教育費は、増減はありますが前年度同事業の計上でございます。

3 項委託金は、次ページにわたっておりますが、説明欄記載の事務、調査等に係る委託金、交付金で、前年度に比して増減はございますが、大きなところでは、1 目の総務費委託金で、2 節選挙費で前年度執行の参議院議員通常選挙の交付金の減で 2,248 万円ほどの減となっております。4 節、統計調査費の中ほど、農業センサス交付金、今年度実施の統計調査でございます。882 万円ほどの増でございます。

44、45 ページをお願いいたします。中段の 4 項 1 目商工費県貸付金は、地方産業育成資金の利用増が見込まれております。1,000 万円増の 7,000 万円でございます。

最下段、15 款 1 項財産運用収入 1 目 1 節で土地の貸し付けの部分で、職業安定所用地、コパルさんほかで 1,264 万円ほど、2 節の建物の部分はヤマト運輸さん、塩沢庁舎でございますが、2,269 万円ほど、3 節では施設貸付料として、光ファイバーの貸付料 2,150 万円の計上でございます。この目、説明欄 2 行目土地貸付料の滞納分でございますが、繰越見込額 32 万円ほどのうち 18 万円を計上してございます。

46、47 ページをお願いいたします。2 目の利子及び配当金では、基金利子の計上でございます。説明欄中ほどの合併振興基金繰替え運用残高減などで、637 万円の減でございます。2 項の財産売り払い収入では、法定外公共用地等の売却収入の計上 402 万円でございます。

16 款第 1 項寄附金は、芽だしの記載でございます。17 款繰入金では、1 項に特別会計の部分を、めくっていただきまして 48、49 ページ 2 項では、基金から事業費に充当するため、それぞれ繰入金を計上するものでございます。1 目財政調整基金では「地域の元気臨時交付金分」が、2 目の合併振興基金では、市制 10 周年記念事業に係る 1 億円を増としております。

18 款繰越金は、前年度純繰越金を 1 億 5,000 万円計上してございます。同額でございます。

19 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料では、市税の延滞金等で 1,000 万円、めくっていただきまして、1 つとばして 3 項の貸付金元利収入では、それぞれ説明欄記載の資金の元利収入金の計上でございます。説明欄の 1 段目、高齢者住宅設備資金貸付金滞納繰越分は、滞納繰越見込額 3 件でございますが、188 万円余りのうち 44 万円ほどの計上でございます。下 2 行の括弧書きでございますが、皆減の部分でございますが、小規模事業者育成資金は、「新潟県小口零細企業保証制度」へ移行したことによる皆減でございます。

次の枠、4 項受託事業収入では、それぞれ見込みによる計上でございますが、概要説明で申し上げました 3 目衛生費受託事業収入として、新市立病院整備事業受託収入 30 億円を病院事業会計からの受け入れるものでございます。めくっていただきまして 52、53 ページをお願いいたします。7 目広域行政受託事業収入といたしまして、上段が湯沢町さんでございます。2 行目、魚沼荘改築、下から 3 行目の消防救急の無線デジタル化に係ります受託事業収入を主なものといたしまして、最下段の計比較では 22 億 7,147 万円ほどの増でございます。

次の 5 項雑入でございますが、59 ページまで雑入として記載されております。順にいけます。52、53 ページからいきますと 1 目では滞納処分費、2 目は原付ナンバー亡失弁償金等、3 目雑入では、総務、民生、衛生、労働、農林水産業、商工、土木、消防、教育と区分して、それぞれ見込額を計上しているところでございます。

54、55 ページをお願いいたします。総務雑入の枠、下から光ファイバー移設補償費は、県道等改修により 890 万円の増を見込んでおります。下段の民生雑入の説明欄、中段より下のところがございます生保 63 条返還金の滞納繰越分でございます。これは急迫の場合等で資力があるにもかかわらず保護を受けた時の返還金でございます。滞納繰越見込額 9 件、額にいたしまして 585 万円ほどのうち、2 件 27 万円余りの計上でございます。1 つ飛んで今度は生保 78 条の費用徴収でも滞納繰越分がございます。78 条、これは不実の申請、要は偽りでしょうか。その他不正の手段によりまして保護を受けた時の徴収規定でございますが、滞納繰

越見込額 5 件で 135 万円ほどのうち、27 万円余りの計上でございます。

56、57 ページをお願いいたします。中段でございます農林水産業雑入では、説明欄の下から 2 行目は、平成 23 年新潟・福島豪雨災害関連区画整備事業が完了に向けての換地の清算金 1,295 万円を計上しているところでございます。

めくっていただきまして 58、59 ページをお願いいたします。下段、9 節の教育の雑入でございます。説明欄上から 6 行目の給食費実費徴収金の滞納繰越分 40 万円が計上されておりますが、滞納繰越見込額は 163 万円余りでございます。36 世帯 44 件が見込額として現在残っております。最下段、雑入の総額でございますが、4 億 5,377 万円でございます。前年度に比べ 1,750 万円ほどの増額となっております。

60、61 ページをお願いいたします。20 款 1 項の市債でございます。1 目の合併特例債では 8 億 9,670 万円減の 15 億 9,650 万円、これはげんき交付金の関係でございます。2 目の農林水産業債 4,990 万円、3 目土木債で 420 万円、4 目消防債は 2 億 1,380 万円、市長の施政方針にもございました 5 目の借換債 8 億 8,270 万円は、4 目とともに皆増でございます。6 目は前年度は総務債として計上しておりました、臨時財政対策債 12 億 4,370 万円でございます。以上から前年度比較 1 億 3,230 万円減の、合計 39 億 9,080 万円を計上させていただいているところでございます。

以上、雑駁で恐縮でございますが、歳入の説明を終わらせていただきます。

○議 長 歳入に対する質疑を行います。質疑の際は予算書のページ数をいってから発言をお願いいたします。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 ないし 3 点になるかと思いますが、23 ページの都市計画税ですけれども、ちまたではなかなか大変になってきて、固定資産税ばかりでなく、この都市計画税ということでもなかなか大変だという声から半分に減額をされていますが、今後の見通しをひとつお聞きしたいと思います。

もう 1 点が、条例の時にもお話ししましたが、使用料・手数料の条例改正があった中で、先ほどの説明でいきますと総額 408 万円ぐらいの消費税に絡む増収だという話であります。この 30 ページからずっと、かなりの手数料等があるわけでありまして、これらが全て消費税を転嫁したような形になっているのかどうか、その辺をひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 都市計画税につきましては、今の時代にそぐわない面も出てきたということで、なるべく早く廃止をしていきたいという思いで取り組んでおりますけれども、非常に財政的にも厳しい折でありますので、半額ということで今やっております。見通しとして、何年後に全廃ということになるかというのはまだちょっとわかりませんが、先ほどちょっと説明しましたが、財政のシミュレーションをもう一度やってみまして、その中で、いつごろ、どうできるかこれらを検討してまいりたい。さっき 6 月ごろ着手といいましたが、6 月には

ほぼでき上がって、皆さん方に一応ご説明申し上げられるという状況でありますのでよろしくお願いたします。

それから、雑入の中の条例上で転嫁するということになっている部分については、当然条例部分はそうなっていますけれども、どの項目でどれが転嫁して、どれが転嫁しないなんていうのは、とてもここはいっぱいあり過ぎて、一々は……（何事か言う者あり）わかるか。では総務部長のほうから説明しますので、よろしくお願いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど始まる前に申し上げた部分でございますが、ほとんどが指定管理の部分でございますが、ここへ収入されるものはほとんどございません。露店の収入で幾らかとか、その程度でございます。先ほども申し上げましたように、7件の直営がありまして、その部分は4万円でございます。それも平成24年度の決算できましたので、平成25年度が落ちていけばほぼ数字に出てこない部分もあります。この予算書では先ほど申し上げた部分の内容はほとんど影響が出てこないというふうに理解していただいもらって結構だと思います。ほとんどは指定管理者のほうの収入になる部分でございますので、よろしくお願いたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 都市計画税については、やはり税を納めている見返りという部分で皆さんがそういう感覚を持つということでもありますので、なかなか局部的な投資投下というようなことがないわけでもありますので、これは早急に改善すべきだというふうに私も思っています。

次に、消費税の転嫁の問題で、先ほどもちょっとお話しましたけれども、一切で平成24年度ベースで考えると408万円ぐらいだということで、あとは使用料とかは委託費に入るのか、委託費の中に入っているとみなすのか、各委託を受けた方々が消費税分を転嫁して、利用者に利用料等を転嫁できるのかどうかと、その辺が問題かと私は思っているもので、そこをひとつ説明願えればというふうに思います。私は、先ほど市長が言いましたように、水道とか下水で、ああいった措置をしてもらっているわけでもありますので、やはり吸収という形ができないのかという観点で聞いているわけでもあります。もう一度お答えください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず最初の委託料に入っているかどうかということですが、これは利用料金制といまして、委託は向こう、いわゆる受けている受託者側が、こういう形で事業をやる、それにかかる管理費があるというわけですから、向こうは払う分ですね。この利用料はあくまで上限を定めているものでございまして、受託者側がこの利用料を使っていれば、そこに消費税が転嫁されているということは当然でございます。要はそれを吸い上げてというのは、消費税の基本的意思からいいますと、私どもでは言えない言葉でございます。その分をサービスするとかという部分の内容になりますので、要は消費税は消費税。それは、現実的には収入ですけども、その部分が、以前にも申し上げましたが、そっくり差し引きゼロでであるという考えで地方公共団体等は、いわゆる課税業者とならないという内容でございます。議

員さんのおっしゃる内容はわかります。言っている内容は現実的にはわかりますけれども、消費税という転嫁税という意味合いからしますと、今言われたような吸い込んでというような対応の部分という考えを基本的には持って対応はしておりません。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、使用料等で消費税をとった場合は、納めなくてもいいという今の論がありますが、私は繰り返しますけれども、消費税は、とらなければならないではないと思うのです。とらなければならないではなくて、転嫁できて受け入れても、それは市は納めなくてもいいと、要するに同じ経費がかかっていると、そういう論だと思うのです。転嫁しなくてもいいのではないかというところから、私の理論は始まっていますので、そういった心遣いがあるべきではないかという、そういうことです。

そこを先ほど市長にも、概要の時にも話をしたのですが、私はとらなくてもよいという論でいけなかったかということをお聞きしております。条例改正してからそういういい方ではだめだというのですけれども、一般会計予算でやろうじゃないかといえば、ここで一言私がしゃべらなければならないと、こういうことです。そういった配慮が私はこのたびは必要ではなかったかというふうに思いますが、もう1回所見を伺っておきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 配慮は当然必要だと思います。その部分が全体に行きわたる水道、下水道で出されております。これはみんなに行きわたるものでございますので、例えば消費税を転嫁しないで、その部分の歳出が増えますと、実際に利用する方々以外に結局は税で負担が広がるわけでございます。水道、下水道の場合は、ほとんどの方がその受益者、利用者でございますので、その部分を違った税で負担したとしても、それは公平でございます。ただ、特定といいますか一部、ごく限られたとはいえませんが、それを使う人が全般にわたっていない場合の時は、それであってもその消費税を負担している以上に、その施設の維持等にはほかの方々が負担の上に成り立っているわけです。そうした時に、そういった消費税部分の歳出が必ず出るわけですので、収入の部分で少しでも使う方が多く負担していただくということが、公平だという認識でございます。

ただ、議員さんが言われるように、当然それは負担になるわけです。それをできるだけ軽減しようという気持ちを持って対応しているのは当然でございます。ただ、この転嫁税の意味は、ほかの部分、今回でいえば社会保障の財源の部分に充てるわけですので、それが転嫁されたということであれば、「払わなくていいからもらわない」「出さなくていいからもらわない」という観点での業務の遂行はご勘弁をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 副市長。

○副市長 ちょっと補足させていただきます。あたかも水道のほうで税金をかけないかのようなことをご承知かと思いますが、そうではなくて、水道はお金の中の108分の8は税金ですので値下げということでありまして、そこを承知しておいていただきたいと思っております。それから、法上、転嫁は全部しなければなりませんので、そこもご承知を願いたいと

思います。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長、お誕生日おめでとうございます。物品等、持ち合わせていないので、質問をプレゼントしたいと思います。23ページのたばこ税でございますけれども、大分自動販売機等も今度買わなければいけないとかで、コンビニでたばこを買う方が増えています。コンビニでもこちらに落ちてくるところと、そうでないところがあるみたいですので、その辺はやはり一般財源化してすごく大きいところだと思いますので、そういうことをちょっと精査をしていただければいいかという要望と、十日町市はうちより人口が少ないのですけれども、1.5倍ぐらいうちよりたばこ税があるような感じがします。いろいろなところがあるのですけれども、以前、県内全部の市町村のたばこ税に関することは、多分税務課が出して、私は依然紙をいただいたこともあるのです。そういうようなことがありますので、冬等は石打当たりはかなりスキー客と県外者がきて、コンビニとかで買うことが多いと思います。ぜひ、収入の部分で大きい部分だと思いますので、その部分をコンビニ等に発信していただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 コンビニ等でのたばこ販売で、いわゆる南魚沼から仕入れて販売、南魚沼にたばこ税を落とすような仕組みに、なっているところと、なっていないところというのが、私が把握をしておりませんので、税務課長のほうで把握しておったら、ちょっとお知らせいたします。

十日町がうちより1.5倍というのがちょっと信じられない。たばこを吸う人が多いということ以外に——議員の方が特に多いのではないですかね、よくわかりません。それはちょっと私は存じておりませんが、ほとんど大体人口比です。今、議員がおっしゃったように、特別に観光客がものすごく多いところというのは、地元で買ってさえいただければ、そこへどんどん落ちるわけですので、その辺がどういうことになっているか。これも税務課あたりで把握しておったら一緒に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 たばこの納税義務者というのは、製造業者、卸売販売業者、輸入業者ということで、具体的には日本たばこ産業、TSネットワーク、日本たばこアイメックス、柘製作所ということになっています。今ほど、十日町のほうがうちより多いというのは、考えられるのはパチンコ屋がちょっと違うのかなとその辺で、ただうちの市も全県でみれば決して1人あたりは、人口規模でいけば少ないほうではありません。ただ、確かに十日町は若干多いです。コンビニについてはですね……（何事も言う者あり）コンビニも普通の小売という解釈……。では、調べて対応します。すみません。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 4点お聞きしますけれど、まず最初が23ページ。これはいつかどなたかも聞いたような気もしますが、入湯税です。目的税、入湯税のところの充当先ですが、

いろいろ関連もあるといえば関連もある微妙なところですけども、ごみ処理とか消防施設とか、関連があるといえば関連があるのですが、そこら辺の充当割合が極端にまた、入湯税の本来の目的からすると、もうちょっと割合が違っていいかというところがあるので、そこら辺の考え方を教えていただきたい。

次は27ページですけども、これは私が概要説明の時にちょっと聞きもらしたところですが、普通交付税ですが、～計画1%ぐらい減になっているのだけでも、当市のいろいろな事情も加味して1.6%増ということですけども、1.6%増になったことの原因をもう一度、すみませんが教えていただきたい。

29ページの下の方の、し尿処理施設使用料ということですけども、ここで聞いたがいのかどうかあれですけども、先ほども話がありましたように、仮設トイレの関係。去年だったかの条例改正の関係での新設ということ。実は、これも前々から担当のほうにも話をしているんですけども、その議場でもお話ししましたが、それによりまして、そこに例示されたとおりの使用料を個人が払う、もしくはイベント業者等が払う、工事現場で払うとなると、最大の上げ幅というのは相当大きくなるのではないかという話をしたわけです。

そこら辺は、業者のほうに、それは限度額だし、そこら辺をそこまでいかないような調整もするということがあったんですけども、実は具体的に言えば、例えばグルメマラソンがあるのですが、そこで相当の数の仮設トイレを使います。ちょっと見積もりをとってみたら9倍だか何か、具体的な数字は忘れちゃったんですけども、とんでもない数字で出てきた。その辺を担当のほうにもどうなのですか、というようなことで話はしてあるんですけども、承知はしていると思いますので、その辺の経過をちょっとお話をいただきたい。

もう1点が45ページになると思うのですが、下から3行目に建物貸付料があります。これは私は、実は私の勘違いでF I V Bの関連なのかなという感じもしていたんですけども、説明の中ではヤマト運輸の関係だということなので、改めて聞きます。F I V Bの建物貸付料はまだ入っていないと思うのですが、どのくらいたまっているのかとか、何年分ぐらい、金額にしてどのくらいになっているのかと、予算措置上はどこに入っているのかも含めて、予定されているのかを教えてください。以上4点。

○議 長 市長。

○市 長 そのF I V Bの件についてだけ、先に私がお答え申し上げます。去年でしたかお答え申し上げましたように、いろいろの事情の中で、貸付料——使用料といいますか、免除ではなくて繰越にさせていただいているわけでありまして、繰越というか。そこで、一応改善計画等も出てまいりまして、実際に今現在1月から今度は3月の合宿等、相当実施をしておりますので、平成26年度からは何とか収入が見込めるだろうということです。けれども、この予算措置をするところには、まだそこまでのきちんとした実態が——計画は出てきたのですが実態が見えなかったものですから、とりあえずは予算計上をしてございません。

1月、2月だったかな、それと3月も大分それぞれの団体の合宿といいますか、そういうものが入っております。当然ですけども、それはみんなほとんどが上の原の地域に宿泊し

ていただいてということでありまして、ようやく回転をし始めたというところでもあります。平成26年の補正でみられるか、あるいは決算持ち込みになるかわかりませんが、そういう形になってまいります。

今までの何ていいますか、執行停止額といえますか、たまっていた額というのが私が……。わかりますか。担当のほうでちょっと調べますので、それは後ほどご説明いたします。

他の部分については、それから27ページか……。もう1つ、し尿のほかに、交付税。普通交付税が増えているというのは、ご説明申し上げましたように、合併特例債の返還が相当多くなってきました。合併特例債のです。その分に合わせて、交付金、交付税が入ってくるわけですから、その特例債の返還額が増えてきていることによって、この普通交付税が増えてきていると。その部分が増になっていると、そういうことでもあります。一般的には1.0とかという減ですけども、その特例債の償還分、それに合わせての交付税処置分が増えているので、こういう増になっているということです。他については担当部課長に説明させます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 入湯税の充当額ですけども、充当先につきましては、目的税ですのでこのようなものに充当することになっています。この充当の金額につきましては、深い意味はありませんで、その事業費按分という形で按分をさせていただいたという内容です。当然のことながら、これで全部が満たされているわけではありませんので、ほかの部分も充当しながら、一般財源を充当しながら事業のほうは行われておりますが、事業費按分でした場合にこうなるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、仮設便所の件ですけども、これにつきましては、条例改正後施行されるかどうかというところに、議員さんのほうからおいでいただきまして、確か私がここで例題として説明をしたような形で請求がありました。ただ、その時には平成26年度に実施する事業の見積もりということで、見積書を出したというような形のものだと事業者のほうで言うておりました、すぐにこれについてはそういう考えではないだろうということでした。その部分については訂正をされているはずだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 3点はいいのですが、もう1点だけ、地方交付税の普通交付税のところ。今、市長から合併特例債が増えたからというところで、その部分は確かに私も概要説明の時に耳に入ったのですが、それにあわせて、ほかの説明もあったのです。地域の元気の臨時交付金の関係みたいなのが、私はちょっと耳に入ってそれは補正にありましたが、財調に積んでいてこの繰入金のほうに出てくるので、それはここにはないだろうと思っていたんですけども、そんな話の説明があったような気がしたので、ちょっと確認したのです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 交付税の参入項目の中に、今までですと地域の元気づくり事業と書いていた

のですが、今度、地域の元気創造事業費というので参入項目が増えたのです。これは地域の活性化にかかるものでございまして、今まで地域の元気づくり事業というのは3,000億円だったのですが、3,500億円ということで今度参入されるという情報がきますので、私どもは職員の減額等もちゃんとやっておりますので、そういった面で期待できる面もあるのではないかと。でも主幹は、先ほどほとんどの部分は市長が申し述べました公債費の参入増分になります。ただ、こういうプラス材料もありますので、伸びで見込ませていただいたところでございます。以上でございます。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2点ほど教えていただきたいと思います。ページ数31ページ、上から4番目ですか、河川使用料という中に、流水占用料というのがあります。私も道路占用とかは自分でも出したことがありますしわかるのですが、この流水占用料、河川使用料の点を教えていただきたい。

それと53ページです。ちょっと細かいところで申し訳ないのですが、雑入のところです。私用電話使用料の点が出ていますが、これを教えていただきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 流水占用料につきましては、準用河川等の取水だと思っておりますが、確認をさせていただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私用電話料でございますが、市役所庁舎の中にあります電話を私用で使用した時には、10円を入れる部分の内容でございます。以上でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 申し訳ありませんでした。先ほどお話ししましたように、準用河川からの取水の占用料でございます。以上でございます。（「そういつてもわからないから、もうちょっとよく」と叫ぶ者あり）

市が管理しています準用河川、そこから取水をしている箇所について1か所幾らというのがありますので、その占用料でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 厳しい市税でありましたので、ちょっと減った部分についてお聞かせを願いたいと思います。まず、19ページ、個人市民税の滞納繰越の部分ですけれども、1億5,000万円に対して、市税の19%、残りは大体1億2,000万円ぐらいになりますか。長期滞納ということで、これに対する対応というのが検討されていると思うのですけれども、この部分です。長期にわたるといことは、これをどういうふうにするつもりなのかという部分がある。その方向については、次の21ページの固定資産税滞納繰越11億6,954万円についても、収納率8.8%、この部分についても同じことが言えます。同じ方が長期で滞納なさるとい部分でありましようけれども、これに対する対応というのは、平成26年はどういうふうにするおつもりか、ちょっとお伺いいたします。

それから、47 ページの合併振興基金の利子でありますけれども、前年度に対して、前年が予算で 791 万円、ことしは 248 万円ですけれども、元金を運用するのが減ったのでこれだけになったということでもありますけれども、利子のほうですね、預けた利子についてがどの程度、何%ぐらいでもって試算をしたかをお伺いいたします。

それから、今度は増えた部分というのがあるのですけれども、55 ページに有料広告掲載料、前年度に対して 40 万円ほどの伸びでありますので、この部分ですけれども、新しい施設にそれぞれ広告をつけたりする部分であるのか、あるいは六日町の駅に目がチカチカするのがありますけれども、あの場合は有料広告を入れるのかという、そんなところの考えをお伺いいたします。

それからちょっと聞きのがしたのですけれども、59 ページ一番下のところですが、施設共同利用部分収益分配金 280 万円とありますけれども、これはどこから入ってくるのか、ちょっと細かいですが教えていただきたい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 市税、固定資産税の滞納繰越分の件ですが、参考までに、市民税、平成 25 年度当初には 2 億 325 万円の滞納繰越額がございました。それが 1 年間で 1 億 5,000 万円、5,300 万円の圧縮と。固定資産税については、平成 25 年度当初 12 億 3,000 万円、これが 11 億 6,900 万円、6,200 万円の圧縮をすることができました。

今後もこの 2 税に限らず滞納繰越については、再告、再告に従わなければ調査、調査に従わなければ差し押さえと、そしていずれは公売というような形で肅々と担当としては行っていきたいと思います。

何度も言うように、苦しくて納められない方も大勢います。私どもは苦しくても納められる人を大勢知っています。その方たちのために、一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 47 ページ、合併振興基金の利息でございますけれども、この利息につきましては、繰替運用分の残金について 1% という県との約束の中で取り決めさせていただきまして、毎年繰り戻しをさせてもらっていますので、平成 25 年度末で 2 億 4,800 万円の残金ということで、この 1%、248 万円を計上させてもらっております。以上です。

○議 長 大きい声でお願いします。秘書広報室長。

○秘書広報室長 先ほどの有料広告掲載料の伸びについてお答えいたします。昨年まではウェブサイトのバナー広告を年間 6 社見積もっておりましたが、今年度 2 社増やしまして、それによる増が 24 万円をみております。昨年からですけれども、公式インタビューボード、そちらのほうの収入を 32 万円みておまして、両方を足しますと 128 万円の収入になります。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 それでは、59 ページの施設共同利用部分の収益分配金の件ですが、図書館の

ところで、駐車場の利用料が 736 万 2,000 円ございまして、その図書館分の持ち分が 38.15% ですので、そちらの分配金ということです。以上です。街づくり会社から。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 長期滞納者に対する対応については、平成 25 年とほぼ変わらずということ、そういう体制で臨むということですね。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 基本的には先ほどの答弁のとおり、変わりはありません。それから先ほどのものに付け加えまして、県と行っております徴収機構のほう、こちらのほうにつきましては、先ほども説明をさせていただきましたけれども、平成 26 年度が最終年度となっておりますけれども、こちらのほうを何とか延長していただきたいということを強く要望していきたくて思っております。以上です。

○議 長 以上で歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 3 時 15 分といたします。

〔午後 2 時 58 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 15 分〕

○議 長 ここで先ほど、議席番号 6 番・佐藤 剛君に対し、保留していた答弁について産業振興部長から発言を求められておりますので、これを許します。産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど佐藤議員のほうから、45 ページの建物貸付料に関連したご質問で、F I V B の体育館の使用の関係ということであったわけですが、当初、体育館貸し付けに当たりましては有償で計画をしておったのですが、経済不況によりまして、大手のスポンサーがつく予定であったものが、協賛金が得られなくなってしまったというような状況から、当分の間、無償で貸し付けをしますという契約になっております。

当初、有償で予定していた時は大体年間 430 万円強ぐらいで予定しておって、ここ平成 25 年で 3 年 3 か月経過——平成 22 年の 1 月に契約しましたので 3 年経過しているわけですが、もし、当初の予定どおり有償ということに計画どおりということであれば、1,400 万円程度ぐらいという収入ということになるかと思いますが、先ほどいった事情で、当分の間無償契約ということになっております。以上です。

○議 長 歳出の審議に入ります。各款ごとに審議を行いますので、審議に直接関係しない部長等は本会議に出席しないで、平常業務についていただいて結構です。

質疑の際は予算書のページ数をいってから発言をお願いいたします。

○議 長 第 1 款議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長 予算書 62、63 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目議会費でございます。本年度予算額 1 億 8,749 万円は対前年度比、額で 442 万円、率で 2.4% の増となっております。

り、一般会計予算総額の 0.5%を構成しております。増額の要因について 1 目を相対的にみますと、委員会の管外調査旅費を中心とした旅費の増が 360 万円、市議会議員共済会給付費負担金が 84 万円の増となったことが主な要因でございます。

予算書 63 ページの説明欄をご覧ください。1 つ目の丸、議会一般経費につきましては、議会運営に係る一般的経費でございますが、対前年度比 371 万円の増となっております。旅費の増につきましては、各委員会の管外調査について目的、視察先をしぼって積算した額を計上して、職員と議員旅費を合計して、対前年度比 358 万円の増となりました。このほかに費用弁償である旅費、及び委託料につきましては、消費税率アップ等を考慮した額となっております。印刷製本費は主に議会だより印刷代であります。内容の充実とともに紙面印刷の色を従来の黒一色から二色にして読みやすい、わかりやすい紙面を目指して約 18 万円増額となっております。また、議長交際費とタクシー等借上料は、前年度と同額計上でございます。

2 つ目の丸、議院報酬等につきましては、政令により決定される市議会議員共済会負担率に基づき、計上した結果、84 万円の増となったものでございます。ちなみに負担率は前年度 100 分の 51.9 から、本年度 52.8 となり 0.9 ポイントの増となっております。その他の議員報酬、及び議院期末手当、共済会事務費負担金は、前年度と同額計上であります。

3 つ目の丸、議会補助・負担金事業につきましては、政務活動、議長会及び各種協議会等への支出であります。基本となる年額等につきましては、前年度と同額であります。平成 25 年度当市において開催の県市議会議長会総会、中越地区市議会議長会総会の特別負担金計上が不要になった関係で、負担金合計で前年度比 13 万円の減となっております。なお、政務活動費は、前年度と同額計上いたしました。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 議会費に対する質疑を行います。17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけお願いいたします。議員報酬に関連することです。年額にして議員報酬、期末手当、それから政務活動費、これだけにしぼっても 1 人当たり 470 万円ぐらいか——議員活動費を入れるともっとですね。そうしますと、4 年間で 1 人当たり 1,900 万円を超える市の予算が、我々一人一人に使われているわけです。今回こうして新人 5 人の議員が参加しているわけですが、私ども 17 年前、自分の場合を思いおこしてみますと、本当に私も 5 人の新人の一人として、まず質疑の時は前列がぱっとみんなて手を挙げる、そんな形で議会が進行していたこと。これは市長も当時は大先輩の議員でしたからよく覚えておられると思います。

私はいまだにこうして恥をかきながら手を挙げています。恥をかきながら、ばかにされながら、時には不適當なことを言いながらということで、この 1,900 万円の付託に応えるような議員活動を続けながら、磨いていくわけです。先ほどの質疑を見ていまして、ちょっと例を挙げて申し訳ありませんが、準用河川、我々はこうしてある程度わかるわけですが、答弁のほうで、一問一問が勉強であります。特に新人議員から、とにかく活発な質

疑、挙手を私は期待しておりますし、それに対する執行部の答弁も本当に、私みたいなこの
ロートルも含めて、議員を育てていくという、そういう見地から回答をお願いしたいわけで
ありますが、それは市長のほうはいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 議員の皆さんにお支払いいたします議員報酬が高いか、安いかというのは、
私が余り申し上げるべきではありませんけれども、本来、県議会議員ほどにしろとは言いま
せんけれども、やはり相当の活動をしなければならぬわけでありますので、でき得れば他
の職業に依存しないで、ある程度政治活動ができるという形が一番望ましいというふうに私
は思っております。ですが、それらは地方議員のいろいろの中での宿命でありますので、一
気にそうということにはなりませんけれども、私はそういうことが本来必要だろうと思っ
ております。

それはそれとして、先ほどもちょっと触れましたように、我々といいますか、特に職員は
専門的な言葉、これは自分ではしょっちゅう使っておりますから、すぐぱっと理解できるわ
けですけども、なかなか一般的にすぐ理解できないという専門用語もありますので、それ
らについては気をつけながら、議員の皆さん方からご理解いただけるようにお話をしてい
かなければならないと思っております。そういう心構えで我々も接しさせていただきますの
でよろしくお願い申し上げます。

でき得れば、こういうことを聞くと恥ずかしいとかそういう思いなく、どんどんとやって
いただければそれは議会の活性化にもつながるわけでありますので、それらは我々にとっ
ては余り質問がないほうがいいのですけれども、できればそういう形でやっていただければ
それは大変ありがたいということでございます。私が議員の皆さんに何か申し上げることはご
ざいせんけれども、議員をしていた経験上、そういうこともあったということをお話を申
し上げさせていただきました。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 本当に期待していたとおりの答弁がございました。1段目、2段目、本当
に私どもの気がつかないような若手議員さんの発想があるわけですし、大いに勉強になりま
す。本当に活発な質疑、発言を期待して質疑を終わります。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 市長が議員経験者ということで、ちょっと考えを伺えればありがたいと思
います。我々が議員として活動する中で、いろいろなところの視察へ行った先で議場を見せ
ていただいたり、議員控室なりそういったところを見させてもらう中に、第一、第二、第三
委員会室があったり、会派ごとの控室があったりとか、それはまあいいのです。これだけ財
政を健全化してきて、本当に頑張っておられると思います。ただ、図書室というものが本来
必要なところが現在ないわけです。議会というものが、この皆さんと対等なり、それに近い
形で頑張ってお勉強をしながら、それでいい市民のための仕事ができる、そのためにはやや、
ほかのところを見る中では、議員としてのモチベーションは上がりづらい面があるかという

気がしているのです。ですので、議員経験された市長が、これからこの議会にどういう形が――施設のものが中心ですけれども、そういったものはどんなふうに考えられていますか。

○議長 市長。

○市長 私は町会議員しか経験しておりませんので、そして市になって、執行部体制も同じでありますけれども、昔から市であったところと、町村とでは大きな差があります。例えば昔から市として成り立っていた自治体につきましては、議長専用車、これを設けておりまして、どこへ出るにも、同じ場所へ行くにも議長と首長は別であります。ほとんどのところが全部そうしています。ところが、合併して市になった我々も含めては、ほとんど議長と一緒に、こういうところから違います。

そして今、議員がおっしゃったように、議場は大体同じだと思いますけれども、議員の皆さん方が執務をする、あるいは勉強をする、そういう施設整備これも大きく市と町村とでは違っておりまして、非常に私も実は一時、議員をしておりましたころ、できれば会派ごとの控室とか、それはこの中では無理でありましたので、せめて用事があってきたときに、勉強したいと思ってきたときに、机といすぐらい置いてくれということで当時お願いをしまして、机といすを一人一人に全部控室に自分専用の机といすは置いたことがありました。それはいつの間にか全部片付けましたね、私はわかりませんが。

そういうことで、施設といいますか、そういう環境整備についてもできる限りのことはやはりやっていきたいわけですが、町村はほとんどが今、限られたこういうスペース、そしてそういうことを想定しない造りでありましたので、これをどう改善していくかというのは、今後の大きな課題だろうというふうに思っております。

○議長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 今回 442 万円増えた中身で、研修会、視察ですね。その経過を簡単でいいのですが、教えていただければ。どういう議論の中で、どういう形で、その中には賛成、反対もあったと思いますが、概略でいいのですが、報告をいただければということです。

○議長 議会事務局長。

○議会事務局長 これにつきましては、一応会派のほうに諮りまして、意見を集約したところでございます。まずは委員会のほうからも意見が出まして、従来貸し切りバスで移動しておりましたけれども、どうしても、ここを見たい、あれを研修したい、という中で、バスで回れる範囲が限られてしまうということです。その交通手段をバスありきではなくて、見たい、見学したい、研修したいところをしばっていただいて、先ほども言いましたけれども、積算した結果、400 万円近い増額になったというところでございます。以上です。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 1 款議会費に対する質疑を終わります。

○議長 第 2 款総務費の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは総務費についてご説明申し上げます。62、63 ページの下段から願

いしたいと思います。説明につきましては、説明欄に丸印が付してございます事業別を主としまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、62、63 ページ、1 項 1 目一般管理費でございます。平成 26 年度予算額は 51 億 5,522 万円ほどでございます。比較欄では前年度に比べまして 1 億 9,540 万円ほどの減額でございます。一般質問の答弁にもございましたとおり、主としまして職員費の減額による部分でございます。それでは説明欄のほう、丸の行政共通事務費でございます。次のページにもわたっております地方税法第 423 条に基づく固定資産評価審査委員会委員報酬、めくっていただきます。64、65 ページでございますが、2 行目には顧問弁護士報酬のほか、集中管理をしてございます消耗品、コピー用紙のほか、総合賠償保険料、委託料、使用料などを計上しているものでございます。前年度に比べまして、542 万円ほど減額となっておりますが、電子入札——前年度の途中から運用しております、昨年度はそのシステムセットアップなどの経費がのっておりましたので、その部分の減が主なものでございます。

次の丸、これも最後の下段になりましょうか、職員費でございます。49 億 9,258 万円ほどでございます。

めくっていただきます 66、67 ページでございます。これも施政方針等でもでておりますが、市長以下、一般会計の支弁職員、一般会計で給料等支払い予算をもっているところでございます。職員 645 人、前年度当初に比べまして 8 名減でございます。職員給与費 23 億 7,106 万円余りでございます。退職手当負担金が 4 億 9,324 万円ほど、扶養手当、ボーナスといわれます期末勤勉手当をはじめといたします職員手当等で 12 億 2,626 万円ほど、公務災害補償基金も含めまして、共済組合に納付いたします共済費といたしまして 7 億 6,053 万円余りでございます。給与費関係の明細につきましては、272、273 ページに目的別給与費明細書ということで、一覧表が添付されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。まだここ数年は、私も含めまして定年退職者が多い年が続きます。給与費については、世代交代が進む状況が続くものと思われるところでございます。共済費が 2 段になっております。括弧書きで臨時雇社会保険料等となっておりますが、これにつきましては臨時職員 290 名ほどの健康保険、労災関係、厚生年金部分のものでございます。産休等代替職員賃金につきましては、育休等で現在のところ 6 名、それから障がい者枠 4.5 名のほか、病休等がありました。人員が少なくなって事業が増える部分の緊急対応の部分の計上でございます。以下、それぞれ所要の経費を計上しているところでございます。

それから中段の丸、行政区事業費は、ほぼ前年度並みでございます。年 2 回開催されます行政区長会の経費、及び行政区への交付金によるものでございます。その下、式典事業費でございますが、例年 5 月 3 日に挙行いたします成人式に係る部分でございます。次の丸、表彰事業費は、表彰条例に基づく表彰に係る経費でございます。

めくっていただきます。68、69 ページでございます。説明欄の一番上の丸、特別職報酬等審議会費は、審議会に係る所要の経費でございます。その下、情報公開事業は情報公開及び個人情報保護審査会に係る経費でございます。その下、防犯対策事業費では、防犯灯、これ

は昨今は LED も含めております、灯具の購入費、それから電気料金の計上でございます。次の丸、一般管理補助・負担金事業は、防犯関係の団体でございます。南魚沼地域安全協会負担金でございますが、前年度繰越金が発生する見込みでございますして 27 万円ほど減になっているところでございます。

次に 2 目の広報広聴費でございます。説明欄の丸、広報広聴事業費は 1,708 万円でございます。内容は昨年度並み、次の 2 つの丸もほぼ内容は前年度並みでございます。

一番下段の丸、3 目電算対策事業費は、2 億 6,917 万円ほどでございます。最初の丸、電算情報管理一般管理費では、消耗品費で、めくっていただきます。トナー、プリンターインク、ハードディスク、バッテリーをはじめとします OA 用品、そのほかシールハガキ改ざん防止用紙、給与明細等の印刷製本費のほか、インターネットの接続料、使用料といった一般管理経費でございます。

次の丸、総合行政システム事業費 1 億 1,712 万円ほどでございます。基幹系と申します。住民基本台帳に関すること、税に関すること、介護保険、後期高齢者医療などのシステムの部分でございます。それに関わります業務処理委託、パソコン、プリンターなどの機器リース料で構成されているところでございます。中段下に総合行政システム保守業務委託料というのがございますが、皆様ご存じのマイナンバー制度対応が始まりました。それに伴い 1,320 万円ほど増となっております。

その下、内部情報システム事業費 7,522 万円ほどでございます。これは内部の関係でございますして人事、給与、それから予算書をつくるような財務会計、起債管理等のシステムの部分でございます。パソコンが職員にわたっているのが 760 台ほど、それと、それに係る周辺機器を含めた保守、リース料の部分でございます。ほぼ前年度並みの計上でございます。

その下の丸、住民基本台帳システム事業費は、めくっていただきます。72、73 ページでございますが、カード発行機のリース 243 万 9,000 円になっておりますが、リース料、年度にたつて減になりまして 178 万円ほどの減でございます。

次の丸、高速インターネット運営事業費 4,330 万円でございますが、市内のほぼ全域の公衆回線として光ケーブル敷設に係る、その運営でございます、に係る経費の計上でございます。歳入の雑入でも申し上げましたが、県道等改良による電柱支障移転工事委託費 1,300 万円、それから後山地区へフレッツ光サービスを開始すべく、NTT の工事に対する補助 430 万円の増などで、1,740 万円の増でございます。

その下 GIS 整備事業費でございますが、4 年が経過いたしまして、住宅明細図の更新実施で 135 万円ほど増となっております。4 目車両集中管理費 9,666 万円ほどでございますして、庁用車の管理に係る経費でございますして、丸の車両管理一般経費、その下の車両運行経費については、ほぼ前年度並みの計上でございます。一番下、公用車更新整備事業費でございますが、前年度までは車両購入事業費としておりました。平成 26 年度は庁用車の入れかえ 8 台を計画しているところでございます。

めくっていただきます。74、75 ページをお願いいたします。5 目の会計管理費の丸、会計

管理一般経費 615 万円余りでございますが、これは会計管理者の所管に係る部分の経費でございます。前年度は臨時職員の経費がありましたので、今年度はその分が減になって 110 万円ほどの減となっております。

6 目財産管理費 2 億 5,748 万円ほどでございます。庁舎整備事業費の増、基金費の減を主にいたしまして、前年度と比較して 1 億 2,640 万円ほどが減となっております。丸の庁舎管理費では、燃料費、それから修繕料、光熱水費、各種委託料の計上でございますが、修繕料では 350 万円ほどの減、燃料費では逆に 200 万円、電気料の部分でも 750 万円の増額でございます。

76、77 ページをお願いいたします。庁舎管理費の続きの中ほどの行、土地借上料というのがございます。これは北分館の部分でございますし、4 行下の駐車場借上料は、先ほど雑入で質問が出ましたが、払うものは払うということで、ラ・ラの支出の部分のほうでございます。中段の下、庁舎整備事業費は、概要説明で申し上げたところでございます、大和庁舎の空調設備改修、屋上防水工事で 7,480 万円増の 1 億 90 万円、その下の丸、普通財産管理費 651 万円余りでございますが、ここでは経常経費のほかに、普通財産売却に伴う測量委託の部分が 50 万円ほど増額でございます。

めくっていただきます 78、79 ページをお願いいたします。ウッドタウンは前年並み、それから上段の中ほど基金費では、先ほど述べました合併振興基金繰替え運用分繰り戻しの積立金で、2 億 431 万円の減額でございます。

7 目企画費は、2 億 180 万円余りの計上でございます。本日配付させていただきました追加資料、50 の事業の実施を予定しております市制 10 周年記念事業 9,600 万円、それから浦佐駅の国、J R、市で施行いたしますバリアフリー化補助 876 万円の計上で、前年度比 1 億 682 万円ほどの増額となっております。

説明欄では、丸の企画一般経費で、市民アンケートの実施をいたします調査委託料 68 万円、前年度から始めました若者まちづくり会議の運営費委託で 30 万円の増でございます。その下の丸、総合計画事業費は、総合計画審議会、地域審議会に係る経費でございます。次の行政改革推進事業費は、委員をこのたび 2 名増で 7 名とするために、報酬の増額を計上しているところでございます。額では 8 万 2,000 円程度の増になります。一番下の丸、地域コミュニティ活性化事業でございますが、前年度増額したところでございます。その額とほぼ同額の計上でございます。

めくっていただきます 80、81 ページをお願いいたします。一番上から 2 行目の丸、集落振興事業費 1,606 万円余りは、宝くじの助成を受けて、各地域へ補助するものでございます。今回は塩沢 3 分区へ放送施設、夏祭りグッズが後山区、防災用品ということで各 200 万円になります。上町の 2 区及び五日町 3 区の都合 900 万円を計上してございます。その下、集落集会所施設整備事業費補助は、下出浦、岩ノ下、栃窪での集会所の修繕、改修 3 件で 706 万円余りの計上でございます。交流事業費 175 万円ほどは、国内の友好都市、米沢市、深谷市さん等の交流経費の計上でございます。

男女共同参画推進費、その下の丸、企画補助・負担金は、昨年度とほぼ同内容でございます。先ほど申し上げました浦佐駅バリアフリー化整備事業は、上越新幹線浦佐駅バリアフリー化施設等整備事業、駅のホームに点状のブロックを設置するものでございまして、さっきの3者のうちの、市の負担部分の計上でございます。

一番下、8目地域開発センター及び公会堂費 1,625 万円余りでございます。丸の地域開発センター費では、めくっていただきます 82、83 ページの公会堂費の上の上、施設修繕工事費、これは大巻地域開発センターの非常階段の改修でございます。これが皆増 350 万円、840 万円の計上、その下の丸、公会堂費では、ここも下から2行目施設改修工事費、これは三用センターの外壁工事の皆増 100 万円でございます、784 万円ほどの計上でございます。

めくっていただきまして 84、85 ページでございます。9目バス運行対策費 1億 6,208 万円余りの計上でございます。説明欄丸の路線バス運行事業費 4,969 万円余りは、前年度とほぼ同額でございます。地方バス生活維持路線補助金では、補助路線が5路線、単独路線 16 路線で、3,978 万円余り、低収益の部分では、六日町から羽根川、それから六日町、湯沢の2路線で 932 万円ほどの計上でございます。下の山口行きにつきましては、八海山スキー場さん、それから南越後交通さんで負担をしているものでございまして、市の負担部分が 44 万円でございます。野中行き路線バス延長はしゃくなげ湖延長分でございます、10 万円の市負担分でございます。

その下の丸、市民バス運行事業費でございます。保育園等送迎バス運行事業費は、前年度とほぼ同様でございます。その下の通学バス等運行事業費は、前年度に契約形態を変更したところでございまして、平成 26 年度は六日町地域で 271 万円ほどが減額となっているところでございます。ここで市民生活部長と交代いたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは下段の賦課徴収費を説明させていただきます。予算額 6,153 万円、前年度比 2,456 万円の減。説明欄最初の丸、賦課徴収一般経費 533 万円、前年度比 55 万円の減。土地価格精通者会議につきましては、精通者からは文書による意見聴取で十分であるということから廃止をいたしまして 5万 8,000 円を減額してあります。各種申告書等の印刷、それから給与支払報告書のデータ入力業務委託料などの実績を勘案して減額いたしました。

86、87 ページをお願いいたします。最初の丸、賦課徴収管理費、3,574 万円、前年度比 52 万円の増。市税収納嘱託員報酬、前年度比 160 万円減の 320 万円。その下、臨時職員賃金 176 万円増の 616 万円。3人の嘱託員を1名削減し2名といたします。そのかわり、従来の確定申告事務に従事していただくほか、年間を通して収税班の庶務関連事務を担っていただく臨時職員を1名増とします。これにより、収税班職員が収税業務に集中して取り組むことができるようになると考えております。手数料 315 万円、これはコンビニ収納に係る手数料です。コンビニ納付件数を約 5万 5,000 件と見込みました。指定管理施設使用料は 293 万円で、昨年度比 49 万円の増。これは前々年度から会場を市民会館 1 か所に集約して行っている確定申

告相談会場の実質1年目の使用料の実績を勘案して計上いたしました。市税還付金及び還付加算金は、前年度と同額の1,900万円で計上いたしました。主に法人市民税で前年度の確定申告税額に伴う予定納税と確定申告の差額を還付するものです。なかなかその動向がつかみにくい内容であります。平成24、25年度の実績から見込額を計上いたしました。

次の丸、賦課徴収システム管理費1,138万円、前年度比31万円増。土地家屋評価システム維持管理や土地家屋の登記移動データを最新の状態に維持するもので、継続的な契約が必要となっています。次の丸、東京事務所費403万円であり、前年度とほぼ同じ内容となっております。次、滞納処分費、公売に係る土地建物の鑑定評価委託料です。次の丸、固定資産税適正評価事業費484万円、前年度比2,444万円の減。めくっていただいて88、89ページをお願いいたします。平成27年度評価替準備のため、前年度は378地点の鑑定評価を行いました。本年度は188地点の下落修正のための鑑定評価のみであり、大幅に減額となります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費2,906万円、前年度比262万円の増。説明欄最初の丸、戸籍住民基本台帳費109万円は、前年度並みの予算となっております。臨時職員賃金33万円は、窓口繁忙期の2か月間雇用するものです。次の丸、戸籍住基システム管理費1,304万円、前年度比230万円の増。電算システム導入業務委託料351万円が皆増です。戸籍副本データ管理システムを新規に導入し、大災害による記録滅失防止対策を行うものです。データセンターは北海道と関西地区に整備されます。

次の丸、自動交付機システム事業費1,463万円、32万円増。前年度と同様の内容となっております。法律相談業務委託事業費3万円、法の日に開催する無料法律相談弁護士委託料です。次の丸、戸籍住基補助・負担金事業25万円、3万円の増ですが、こちらにつきましては南魚沼人権擁護委員協議会補助金の増となりますが、関東人権擁護委員連合会新潟大会が6月19日に新潟市で開催されることから増額となっております。

2目一般旅券発給費68万円、56万円の増。90、91ページをお願いいたします。事務用備品購入費43万円が皆増です。市町村ICパスポート交付窓口端末機を更新いたします。総務部長と交代いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは同ページ90、91ページの2款総務費4項選挙費からご説明申し上げます。1目の選挙管理委員会費でございます。説明欄記載のように同委員会に係る通常経費の部分でございます。2目新潟県議会議員一般選挙費でございますが、来年4月に執行予定でございます。4月の第一日曜ということになりますと、期日前が入りますので、期日前投票に係る所要の経費の計上でございます。3目農業委員会委員一般選挙費は、次のページ91、92にわたりますが、平成26年、今年の6月に執行予定の農業委員会委員一般選挙に係る所要の経費の計上でございます。

92、93の4目土地改良区総代選挙費28万円ほどでございますが、これも来年3月に執行予定でございます大和郷土地改良区の総代選挙に係る経費でございます。なお、この枠の下の2行は、前年度に執行されました参議院議員の通常選挙費、それから皆様方市議会議員の

選挙費でございまして、皆減でございまして。

次の5項統計調査費でございまして。1目統計調査総務費は、これも次のページにわたっております、1,413万円ほどの計上でございまして。94、95ページをご覧いただきたいと思っております。歳入の部分でもご説明申し上げました今年度農林業センサスが実施年でございまして。そのほか工業統計、学校基本調査、全国消費実態調査などが予定されてございまして、その調査経費の計上でございまして。また、一番下の丸、国勢調査費は、来年度実施でございまして、このたびは調査区域を調整するための経費でございまして、28万円ほどの計上でございまして。

その下、6項監査委員費142万円余りでございまして。監査事務局に係る通常部分の経費の計上でございまして。めくっていただきます、96、97ページをお願いいたします。7項の交通安全対策費でございまして。294万円ほどの計上でございまして、前年度に交通安全教室に使用する信号機を更新いたしました。その部分80万円ほどでございまして、平成26年度は減額の計上でございまして。そのほか交通安全対策会議委員報酬、交通指導員さんの交通安全指導立哨活動に係る所要の経費を計上してございまして。次の丸、補助負担金事業は前年度同額でございまして、南魚沼市交通安全協会に市が賛助会員として支出するものでございまして。

以上、これもはしりばしりで恐縮でございまして、2款の説明とさせていただきます。

○議 長 総務費に対する質疑を行います。11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 ページ数はちょっとわからないのですが、これにのっていないので質問したいのですが、会議録検索システムを以前導入したいという話がありました。どこをみてものっていないのですけれど、あげたのか、削られたのか、その辺をちょっと確認をしたいと思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 すみません、お待たせしまして、この件につきましては、では松井情報管理室長が答えますのでよろしく申し上げます。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 総務費の中の内部情報の中で、一応予算要求としてあげてあります。その中で、もう少し精査をする必要があるだろうということで、このたびは予算から漏れております。それで、過去のデータ、16年からの合併の部分の履歴等のデータがたくさんあるわけですが、その辺のところを精査して、再度調整をして検討したいと思っております。以上です。

○議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 このシステムだと、一般質問においても非常にだぶりが少ないというか、我々も1年前の誰がこういう質問をしたのかというのを検索していくのには、非常に多分便利だという気がします。極力、ちょっと早めにこれは導入してもらえればと私は思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今、松井室長が申し上げたとおり、ちょっと整理の段階がございまして、

それらを精査した上で、今年も予算要求にあげてそれを削除してあるということですから、そういう理由があつて落としてあるわけですので、なるべく早く整理できる部分は整理をさせていただきますと思っております。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点お願いしたいのですが、73ページの車両集中管理費の中の公用車新整備事業費、車両購入費の中で1,414万円ほどあげられています。時代の背景の中で、公用車としてもハイブリッド化とかもかなり考えていかなければならないかと、私は個人的には思っているのですが、車両の購入費の中に、どれだけの車両を今回購入するのか、その中にハイブリッドが入っているのか教えていただきたいと思えます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 平成26年度の車両購入費につきましてですが、8台を一応購入予定ということで説明をさせていただいております。ハイブリッドにつきましては、徐々に、毎年数台ずつ入れておまして、今年も可能な範囲でハイブリッド車を入れさせていただくということで、約3分の1程度はハイブリッドになるかと思っております。以上でございます。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 2点質問します。まず、65ページの顧問弁護士報酬ですけれども、これはホームに関わる実務も含めた報酬もこの51万円の中に含まれているのかという点と、もう1つ、79ページの中に若者まちづくり会議に対する費用が30万円計上されていたと思うのですが、昨年2回行われたと思うのです。それが1日当たり大体4時間ぐらいで行われて、その中でまとまった結果が後日送付されてきたのです。その送付されてきた結果という、いわゆる、こういうことをやったらいいと若者たちは思っている、というような内容を実際にどの時点から反映して、次の行政サービスに向けて動き出すのかを教えてください。30万円も計上してあるので、それなりの効果があるのか、それともこれは30万円のものを5年続けることで意味があるのかとか、単年度ですぐ効果があらわれるのかということも教えてください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、顧問弁護士報酬でございますけれども、こちらにつきましては1名顧問弁護士をお願いしておりますけれども、通常の公務に係る相談の定例的なものにつきましては、毎月3万円掛ける12か月ということ。それからプラス、裁判案件が発生しました場合には、その都度報酬をお支払いするのですが、その暫定分ということで15万円、合わせて51万円を計上しております。当然、裁判になってもっとかかれば予備費等を使わせていただいております。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 若者まちづくり会議の結果ということですが、人口問題プロジェクトチームのほうの若い市の職員のほうですが、この皆さんも一緒に参加させていただいて、市民の若い皆さんと意見交流をさせていただいた形になっております。

提案をいただいたことにつきましては、当然、市の若い皆さんが自分の職場で、または人口問題プロジェクトチームのほうの提案の中でも生かしていきますし、今後、いい提案につきましては事業化に向けて担当のほうへ下ろしながら検討を進めて、事業化を進めるという流れになるかと思えます。

今年度の予算につきましては、昨年2回開催させていただきましたけれども、方法も再検討しながら3回程度はまた機会を持たせていただいて、これは参加者のほうからも非常にいい人事交流の機会だということで、好評をいただいておりますので、事業化のほうも何とかできるように、スムーズな流れを検討していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 再び、この若者まちづくり会議ですけれども、実際に私自身が参加したところですが、そうやって人口問題に関する部署で、それを役立てるというに当たって、この30万円はほぼ講師料というふうに思ってよろしいですか。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 講師料といいますか、ファシリテーターといわれます、その会を企画運営いただく方の謝礼というようものが主体になっております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3点お伺いいたします。1点目は71ページの情報システムの件ですが、今、他の自治体と共有するシステムということでかなり言われております。予算と、これにも出てきていますけれども、継続性を重んじるという部分ですから、一概にすぐにはできない部分があるかと思えますが、金額的にはかなり大きな金額がかかっているわけがございます。今後の我が市の他の自治体と共有して安くできるような、そういう部分はあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思えます。

2点目であります。79ページであります。私がいつも思っていることでもありますけれども、地域審議会であります。合併して10年になりました。各町村単位の思いというのは私はあると思えます。その合併当時、六日町にはなくて今日にきております。これを私はそろそろ——合併した時の総合計画審議会というのがあるわけがございます。その点、今後どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

最後に97ページでございますけれども、交通安全協会の部分であります。今、いろいろささやかれております。その動向等を知っている範囲の中でお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 ご質問の他の自治体との電算システムの共同化というところについてお答えいたします。ご指摘のとおり、情報システムは非常にお金がかかっておりまして、私どもとしても何とかそれを下げたいというところで努力しております。それで平成23年度から三条市さんのほうで、自治体間で共有できないかということで勉強会を立ち上げておりまして、その時点で14市町村で構成して、2年間をかけて協議をいたしました。

それで、なかなか回線を使って共同処理をするというのが、今の状態ではまだ経費的にメリットが見えないということと、まだ回線的に非常に脆弱なところがありまして、今すぐに行うべきではないというところで、私どもとしては結論を出しております。

それで、14市町村の共同化につきましては、平成25年度でしょうかね、三条市さん、見附市さん、魚沼市さん、長岡市、それから粟島浦村、5市町村で一応共同化のほうを始めておりますが、私どもとすると、もう少しこの状態を維持して、安定した状態で移行したいというふうに思っております。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 地域審議会の件でございますけれども、今ほど中沢議員さんから言われたとおりで、当方でも検討を進めていりところでございます。これにつきましては、現在の委員の皆さんが平成27年3月までの任期となっております。これが時限的に設立されましたこの審議会の周期でもあるわけですけれども、今現在その存続につきましては、実際の委員の皆さんからも意見を聞きながら検討を進めているところでございます。

委員の皆様からは、この委員につきましては市民からの公募委員が入っております、そういう意味では非常に市民の方が公募でこういった審議会に参加して、意見を言うことができる貴重な機会だということもありますので、何とかそういう機能は残してほしいというようなご意見もいただいているところでございます。そういったことを踏まえまして、総合計画審議会との調整の中で、その存続についてはまた検討させていただきますが、これは当方で作る、つくらないということを一概に決められることではございませんので、審議会の皆さんとも十分相談しながら進めさせていただきます。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 交通安全協会の件ですけれども、運営費の収入のほうが不足をしていて、運営のほうが大変だというお話は聞いております。その1つとすれば事務所費、こちらのほうがかかっているものだから市のほうで空いている施設について、何とか貸していただけないかというようなお話は聞いております。ただ、それについては、まだ協会としてもまた自助努力というところもあるかと思っておりますので、今後も協議を続けさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 総合計画審議会の部分は、一概に言えないということを私も知っておりますけれども、地域の皆さんの思いというのがわかると思っております。こういう時しか言えないという部分はわかりますけれども、どうも見ていると、総合審議会の部分もあるわけですから、調整した中でぜひ検討していただきたい。やる、やらないは別として、地域の皆さんの声をどういうふうにしたら聞かれるかという角度で審議していただきたいと思っております。

ちょっと1点、情報システムの件ですけれども、他の自治体でやっていて、我が市はおりたというお話が今ございました。実際、使うほうからいけば難しいのはわかります。私もこういうパソコンなんか苦手ではありますが、システムを変えただけでもかなり面倒くさくなる

と——プロですからそういうことはないかもしれませんが、そういう思いはわかります。例えば、他の自治体でそれをしたことによって、どのぐらいの削減ができたのか。そういう情報がもしあったらお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 経費の減額についてですが、その共同化をしようという会の中で、最低2割を削減しようということで、会が始まっております。それでおおむねその程度のものになっておるかと思えます。ただ、その各自自治体ごとにかかる経費が違います。非常に大きな経費を、我々からみて少しかかり過ぎというところも含めておりますけれども、自治体によってはもうかなり削った状態で運営しているところもありまして、私どもとしてもその部分は十分検討しております。

それで、平成25年度でシステムの選考の委員会を立ち上げておりまして、その中で各社から経費の見積もりをとっております。それで南魚沼市の規模の団体とすると、おおむね5億円少しぐらいの経費がかかるわけですが、南魚沼市とすると、今の運営経費が5年間でおよそ3億2,000万円程度の経費となっております、高くはないというふうに思っています。

それで、その共同化の中の経費の中で私どもに対しても提示がありましたけれども、何ら今の経費と変わらないか、もう少し高くなるという具合の経費が出てきておりますので、私どもとするともう少し様子をみたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 75ページのちょうど真ん中あたりの除雪等業務委託料、ここで聞いてみたいのですが、12月だったかに長岡のほうが行政代執行ということで、空き家の建物をぶち壊したわけです。その時、視察等に私たちは行ったのですが、いろいろと話を聞いていると、根拠法をいろいろと話している中で、代執行法で考えてやりましたということだったのです。うちの市は常に、今ある現行法で、現行法で対応していくと言いますが、県内の自治体でも実際、空き家対策条例をつくって、代執行法でやっていくというふうな事例ができたわけです。どこかでもう、いつまでたっても手を出さない——手を出さないのも1つのモラルハザードを守る点もあるかもしれませんが、実際に近隣に対して迷惑をかけている建物があるわけです。そういう点で、もうそろそろ、例えば空き家条例をつくるなり、あとは代執行法でぶち壊していくというふうな時期にきている建物もあるのではないかと、そういうふうな思いがあるのですが、そここのところの考えをお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 空き家条例といいますか、それをつくっている自治体がありますが、これは、この条例をつくったから代執行法にのっとってやれるなんていうことでは全然ありません。強制代執行法にのっとってやれるのは、そこへある物件が、例えば道路、これらで支障移転だけでも同意してもらっていないと、そういうことに限るわけです。結局、今我々がちゅうちょしているのは、これはやれば必ず弁償、これが私は出てくると思っております。

出てこないところもあるかも知れません。壊してもらってよかったということもあるかも知れません。

結局、代執行、代執行と言いますが、これは料金を全部請求するわけです。これは全然まず払えませんから、ですから、市が負担をしてとにかくそれはやると。そしてあとで訴訟になるか、ならないかは別だと。訴訟しても負ければ、これはまた弁償義務も入ってくるわけで、そこがいわゆる災害補償か何かとうまく絡め合わせて、法律で整備をしていただかないと、条例ではなかなか整備ができない。私はそういう考え方で、なかなか前へ進まない。そういうことなのです。

ですので、私財産はとにかく国でも我々でも勝手に手が出せないという、そういう法律もございますので、なかなか進まない。しかし、まさに放っておけばこれはもう人命にも影響すると、そういう時はうちのほうは大体雪ですけれども、雪は何とか落としたり、落とした経費は請求はしますけれども、返ってきたことはほとんどありません。そういうことの繰り返しですから、国のほうに法律でこれをきちんとやれるようにということをやっとお願いしています。今動きはちょっとあるようですけども、まずそこからやっついていかないとなかなか進まないというふうに感じております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 ちょっと私、視線を変えて聞いてみたいのですが、長岡でやったのが——旧川口町ですが、旧川口町のその施設というのは、私が見た限り、道路にひっかかるそういうふうな建物ではないわけです。それでも要はこの建物は景観が悪くなるとか、近隣に対して危ない、火事が出たとか、そういうふうないろいろな考えの中で手を出している点もあるわけです。

片や、空き家対策条例をつくっている自治体とかは、必ず新聞に出るわけです。この間も出ました。市民からしてみると、私は市長の説明を聞いていれば、市長の言っていることはなるほどなという点もありますけれど、でも新聞に出たり、例えば県内で空き家対策条例のあるところ、ないところというのがあると、うちの市は一生懸命ではないのではないかとか、片やもうつくって、壊しているところもあるだろうと、そういうふうな中でも、要は市長の姿勢を疑問に思う方もそろそろ出てくるのではないのかというふうな思いもある。

同時にあるのは、法律によって対策をしてほしいというのもありますけれど、例えば相続財産を相続放棄されたものです。相続を放棄されて宙ぶらりんの建物があるわけです。全国の自治体の中では、やはりそれはそれで相続人を確定する、相続財産法人をつくって、そしてさらにできるような、そういうふうにして空き家を壊していこうという自治体も今あるわけです。そういうふうなところもあるので、いろいろな研究をして、ぜひきれいになるところはきれいにしていく。

それは中には、満額は出さないけれど、地元の人でお金を幾らか出すよという人も近隣にはいるわけです。そういう相談にもいったことがあるのです。そういう方もいるのですが、なかなか市のほうで動いてくれないというか、動けないという答弁ですけど、多少はそろそ

ろ考えていくべきではないのかというふうな思いがあるのです。

○議 長 市長。

○市 長 考えてはいますけれども、今議員がおっしゃったように、別に川口のところが道路にひっかかったとかではなくて、本来、強制代執行というのは、そういう事業を遂行するために必要だけれども、同意がいただけない、これをやるわけですから、別に空き家があったとて事業ができないわけではありませんし、私権の制限に入ってしまうのです。

そこで長岡がやったこれは、強制代執行法には基づいたことではなくて、ただ強制代執行をやったということです。ですから、もし請求されれば、それは確か裁判になれば負けると思うのです。それから、壊したお金、それにかかった費用を、私はまずとれないと思っているのです。それをみんな覚悟でやろうということであれば、それは条例でやって、そのかわり訴訟になって負けたらどんどんとお金を払っていくと、こういう覚悟をすればいいのでしようけれども、そういうわけにはいかない。

そこで、相続、これは相続人がなければ国が全部没収ですから、国のものになります。全然心配はいらないのです。国のものになれば、国はもう市町村に頼んで壊すなり、市町村にまた売りつけるなり、そういうことをやりますから、相続のない心配は全くない。本当に相続がなくなってくれて、国のものになってもらえば我々は手は出しやすい。もめているのはだめですよ、相続人でもめているのは。

ですので、そういうことで大体私権の制限というのは非常に強いところがありますので、まだちゅうちょをしているということでご理解いただきたいと思います。市民の中に市長は余り真剣ではないという声がありましたら、議員からもそうでなくて、こうだというお話をしていただければ大変ありがたいところがございます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 しつこくてすみません。市長の言われている点もわかるのです。長岡の人にこう聞いたのです。「これは代執行をして請求しているけど、払ってくれなかったらどうするのですか、5年で時効ですよね」という話をしたら、その時はその時。それもわかるのです。その上でちょっと質問しているのです。

相続に関しては、私は市長の認識が間違えている点もあるのではないのかなという、相続放棄をされたらすぐに国がとるかといえば、私はそうではないと思うのです。相続をきちんときれいにしたところで、国はなかなかとらない現状がありますよね。総務部長、どうなのですか。そこのところ市長の認識は合っていますか。私がたまに総務部長のところ相談しにいくと、「いや、すぐには……」というふうな記憶があるのですけれど、私の勘違いかもしれないので、もしフォローがあればよろしくお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 法的に言えば、市長のいったことが正しいのですが、実態的に言えば、国はすぐはとってくれません。当然の話です。それがあって、しかもその相続が本当でないかどうかというのは国は確認していないわけですから、すぐに国のところに帰属するかといえば、

それはないです。ただ、法的な理論からいえば、相続がなくなれば市長が言ったように国に帰属するということをございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 4点ですけども、お伺いします。まず65ページ。細かいことですけども、中ほどにコピー用紙購入費があります。今議会でも市長のほうから話がありましたけれども、コンピューター化してもこういう経費は大変かかるという、私もそういうふうに思います。けれども、昨年から比べると大体400万円ぐらい増えていきますし、平成23年度から比べますと、1.5倍ぐらいに今なっています。私もコンピューター化になればなるほど紙は必要だというふうに逆に考えているのですけれども、ちょっと増え方がいっぱいなのでこの辺の説明をお願いしたいと思います。

71ページの多分関連だと思うのですけれども、私のこれは勘違いかもしれませんが、情報システム関連で、業務継続の関係での取り組みが始まったか、ほかの市町村だったか、市だったかというようなことを私は何かで見たのですけれども、始まっていたらこれの予算付けみたいなものはどこかにあるのかというところをお聞きしたい。

81ページです。浦佐駅バリアフリー整備事業の中で、駅内のブロック敷設というようなことで多分説明がありましたけれども、中に各種団体補助金とあります。その辺の関係というか、それをもうちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

85ページ、市民バス運行ですけども、市民バスにしても路線バスにしても前年並みぐらいな予算付けです。今年ちょっと計画を立てまして、来年度基幹病院開院に合わせて市民バスの運行というのは大きく変わるのでですけども、それに変わるについての机上の計画はどんどん進んでいると思うのです。それに合わせた試運転というか、シミュレーションみたいなそういう予算付けは、都市計画費の中にも関係するのかもしれませんが、平成26年度の中にいらぬのか、ないのかというところを、4点お聞きしたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 65ページのコピー用紙購入費ですけども、325万3,000円、前年度が286万4,000円ということで、38万9,000円の増ということだと……（「それにしても23年度から」と叫ぶ者あり）コピー用紙に関しましては、節約ということで裏紙を使ったりということで努力はしているのですけれども、やはりいかにせんコピー機の台数が増えたり、仕事量も増えたという形で、なかなか減らすというところには至っていないというのが現状でございます。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 先ほどのご質問ですが、事業継続というふうに言われたということによろしいでしょうか。BCPということによろしいでしょうか。はい。予算の中で事業継続の計画用の予算というのは今回っておりませんが、私どもは合併の資金を使いまして、震災の後ですけども、電算室の改修をした際にそれなりの免震であるとか制震、それと非常用電源等の部分の対策をしてありますので、そこそこのセキュリティーは確保できていると思

います。あと、データの確保につきましては、大和庁舎のほうに旧電算室がありまして、そちらのほうにデータのバックアップを移動しております。そういう面である程度の対策はできていると思います。

あと、今年度の予算であえて申し上げますと、今年度は若干お昼でありましたけれども、回線が30分ほど切れたことがありまして、それについてもう少し対策が必要だということで、回線の二重化ということで3庁舎——大和庁舎は今年できないのですけれども、ほかの部分で主だった庁舎については回線の二重化の予算をしております。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 バリアフリーの関係でございますけれども、この説明欄の書き方がわかりにくくて大変申し訳ございません。これにつきましては、JR東日本新潟支社のほうに補助するものでございます。事業費に対しまして、国土交通省が3分の1、地元の市町村が3分の1、それからJRさんのほうが3分の1というような形になっております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市民バスの件ですけれども、今年度、地域公共交通総合連携計画を作成しまして、問題点を詰め、そしてバスの運行ルート、時刻表等を詰めているところです。それをもとにしまして、平成26年度、平成27年度からの実際の運行に向けて業務を業者さんに委託するわけですけれども、その業者さんを平成26年度に選定し、この計画に基づいて細部に詰めて、実際平成27年度から運行したいと思っています。

その運行に当たっての試運転ということですが、平成26年度については業者さんと詰めるという内容としておりますので、試運転については行う予定はありません。それでぶっつけ本番というような言い方になるかもしれませんが、机上で詰めた上で、平成27年度から実際運行を始めて、よく言われますけれどもPDCAですか、それを繰り返す中でうまい方法に結びつけていく考えでおります。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 65ページの職員費のところでは質問します。市長は今、総務部長もおっしゃったのですけれども、幹部職の退職者が今、増えているということですが、管理職、幹部職員が退職していく中で、次世代にいろいろアンケートをとった結果、余りいい結果がでてこなかった。管理職というか、そういうことになりたくないというような感じの話を伺っています。本当は市長はなっしてほしい人だけれども、そういう答えがくると、すごく気持ちがブルーになってしまいますよね。もうそういうのはとらないで、市長の思いきり、お前に頼むぞ、というような形でやったほうが私はいいのではないかと思うのですけれども、その辺をお聞きします。

あと、市民の目線で大分厳しいのですけれども、職員の中で、例えば仕事中心一時抜けて——午後休むとか午前休むだといいいのですけれども、そういう子どもの授業参観とか、職員の服を着てそういうところに行かれて、これは勤務中かどうか、ある市民の方から言われたことがあるのです。一般の方は休んで来ているのに、職員の方はまたそこから現場に戻るのか

どうなのか、なんていう話とか言われたことがありまして、その辺はどういう対応をとっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 この人事、幹部職の登用という問題につきましては、確か前にお話しましたように、自己申告の中ではなかなか意欲的な意見が少ないと、こういうことを申し上げました。しかし、それはそれとして、だからそれをずっと登用しないとかということではなくて、やはり能力、あるいは人柄、こういうものを勘案して、これは例えば課長にしようと思えば、それは任命します。それで潰れたら仕方がない、それはだめですけれども、まずはそういうことには割合とならないと思うのです。まれにあります。降格してくれというのはまれにはありますけれども、まずはそういう面では大体——私は心意気をいったのです。ある程度の年になっている人が、管理職になっても残業手当がつかないで、その分が別に金が増えるわけでもないのに余りなっただって意味がないと、そういうことをのうのうと言いますから、何を言っているのだということでも申し上げたところでもあります。大丈夫だと思います。

それから、時間休をとって出ることはあります。授業参観かどうかは別にして、時間休をとって、例えばどうしても用をたさなければならないとかそういうことがありますので、これはご理解いただけたら。ただ、事務服なんていっても——事務服なんて着てきていないのだらう——余りにも、市民の皆さんからの批判を招かないような行動をしてかなければなりませんけれど、きちんと休みをとって、その部分は休んで行っていますのでよろしく願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 後段の話から言いますと、本当に市民の目線はそうなので、気をつけていただきたいと思います。

前段の話ですと、がつんと市長にやってもらいたいので、皆さん、優秀な職員は幹部になっていただいて、本当にそれだったら降格で臨時職員でもしていただくような形ですね、降格制度なんていうあれであれば、本当にそれぐらい大事なことだと思います。職員になりたくても慣れない人がいっぱいいる中で、幹部職、管理職にはなりたくないのだというのは、やはりおかしいと思いますので、しっかり市長の大なたを振っていただきたいと思います。終わります。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 すみません、新人ですので、細かいところですけど教えてください。67ページの上から7行目の、謝礼をお支払いしている職員採用試験官といったのは、どういった方でしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これは、私が六日町の町長になった時からだったと思うのですが、それまでは二次試験の面接を全部、町の首長を含めた幹部職員がやっていたのです。いろいろ言われることがありました。あれだとか、これだとか、入ることが決まっているとか、いろいろ

言われましたのでそういうことも含め、それからやはり我々の目だけではなくて民間の、しかも人事的な部分に携わったことのある方、こういう人の目も必要だろうということで、どこかといいますとそれがまたあれですが、ある銀行の支店長をお願いしている、その方への謝礼でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3点になるかと思いますが、毎年聞くのですけれども、69ページの中ほどで、非核平和委員会の補助金ということです。私もこの委員会に入っているわけですが、毎年同じようなことを繰り返しているように私は思うのです。庁舎には大きく看板を立てていらっしゃるの、もう少しきちんとした取り組みというか、魚沼市なんかは市長を先頭に広島とかという話があるようですので、そういった企画をもって委員会の指導ができないものかというふうに思います。委員会で出てこなければ、やる必要はないというような感じなのか、そこをひとつお聞きします。

それから77ページの中ほどで駐車場の借上料、ラ・ラの駐車場ということですが、職員の駐車場に借り上げというようなことだと思うのです。実際、多分60台ぐらいという予定を今までは聞いていたのですが、その内容を少し聞かせていただきまして、そういったものが必要不可欠なのかどうか、ひとつお聞きしたい。特に、図書館がどういう形で利用が増えるのかわかりませんが、駐車スペース等の問題をどう考えていらっしゃるのか、ひとつお聞きします。

もう1点は85ページですが、市民バスの運行。先ほどの話では業者委託というようなことで、市民バスがいられているようではありますが、また、先般の市長のお話では、現業職、運転職員は採用しないという不補充という考え方だと思うのですけれども、それが進むと今度はバスは更新していくのかどうか。あるいは新たなバスが必要となった時にはどうするのか、その辺がちょっと説明ではわかりません。市民バスばかりに限ったことでなく、その下段の部分に関してもであります。保育園、あるいは通学バスというようなことですが、買って委託者に貸すとか、いろいろな方法があるかと思うのです。そういった中で、私は1つの例として、今、国際情報高校とか、あるいは総合支援学校とか、観光会社に借り上げとか委託をしているようであります。市内全域にわたりますので、各地域の例えばタクシー業者とか、そういった業務をやっている方がおられると思うのですが、そういった方々に、地域ごとに按分するような形ができると、仕事が分散するような形になるのです。お金だけの問題でいくと、どこかが独占をしてというような形が往々にしてあるかというような感じがするのです。その辺、今後どういう考え方をしていくつもりか、ひとつ総体的に説明がいただければありがたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 非核平和委員会これはご承知のように、議員も委員だそうではありますが、これは任意団体で、非核平和活動をするから自治体としても少しは応援しろとこういって、こういう支出をしているわけでありまして。そして、私というか、市のほうの動きがどうも鈍

いと、こういうお話であります。例年、非核平和団体の皆さん方が2団体訪れまして、協賛金を募ったり、あるいはお話しをしたりということで、その中で魚沼市は市長を先頭に子どもを連れて広島へ行っているという話をしまして、南魚沼市もぜひともということですけれども、これは私は、私が広島に行く子どもを募って、広島に行くということは、するつもりはありません。子どもたちが、あるいは学校の先生方が本当にそういうところに行って学んでこようと、修学旅行で行ってもらえばいいのです。わざわざ別に募って子どもを、しかも首長が先頭に立って子どもを連れていくというのは、やはり考え方の押しつけとは言いませんけれども、非常にそこに私は疑義がありますので、それは私は今のところするつもりはございませんので、よろしく願いいたします。そのことに反対ということではありません。ぜひとも皆さんから訪れていただいて、そういうことをきちんと知っていただくということは大切なことだと思っております。

駐車場の件については、あとで財政課長が答弁します。

このバスですが、いわゆる車を全然市が用意しないで、最後は全部車両までみんなお願いするかということですが、そうはいかないと思うのです。そうはいきませんので、いわゆる運転をしていただける方に、運転業務を委託のほうへもっていこうと。議員がおっしゃったように、一つにまとめて安くして、全区域ということは、私は今のところ考えておりません。やはり地域、地域でそれぞれございますので、今、塩沢と大和は大体その地域の業者の中でそういうことをやっているわけです。六日町はシルバーに委託してバスを回しているというようなことですから、そういうことである程度地域ごとにそういう業者の方もいらっしゃいます。皆さんが組合でもつくっていただいてやるとか、そういうことも考えられますので、その辺は余りどこかに偏ったということにならないようにしていければと思っております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 77 ページ、駐車場借上料 432 万円でございますけれども、街づくり会社屋上のほうに 60 区画、職員用として借り受けてございます。1 年分でございます。本庁舎、それから北分館、南分館、車庫棟とありまして、この周辺の駐車場だけでは職員を賄いきれないという状態でございます。これを、この周辺にとめられると来客用のスペースがとれないということで、そちらのほうにお借りしてあります。

それから、本庁舎等で大きな会議、あるいはイベント、それから議会中では、市民会館に車を割りふったり、それから河川敷のほうに割りふったりということで、苦慮しているところでございます。図書館との関係は担当課のほうでお答えします。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 図書館につきましては、この範囲の中で駐車をさせていただくということで、38.15%ということで運用しておりますが、これも実際の運用が6月からでございますので、実際の運用をみながらまた相談していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 非核委員会の問題については、市長の考え方はわかりました。修学旅行等が私も一番いいと、特定の方々ではないほうがいいというのは、これはわかります。しかし、何らかのアクションを起こさなければ、つながって、広がっていかないというのもあります。広島へ行くことばかりではない何らかの企画というものを、専門の職員の方々が立案して、この程度だったらできるのではないかというような提案というのは、せっかく予算をつけたら、あるいは低額でなくてメリハリをつけた予算をしていく前段としては、企画が大切ではないかというふうに思いましたので進言させていただきます。

次の駐車場については、60台ということでしょうが、60台はかなりのスペースですよ。多分、今までの話だと屋上部分というような考え方が多かったと思うのですが、実際は屋上60台というのは、今度は利用者にとってみると、そこから直接降りられて、都合のいい場所なので、こちらが借りることが大変な部分かと、邪魔になるようなことがありはしないかと思えます。駐車場の問題については、抜本的に考えなければならない部分というのがあるのかなという感じがします。いくなれば立体化とか、そういう形でスペースを確保するというのも1つの案かというような気がしますが、構想がありましたら聞いておきます。

バスの問題については、タクシー会社等の問題、あるいは観光会社等の問題、いろいろ大変なことだと思うのですが、それこそ市長ではないですが、なるべく市内に均一にお金が回るような、そういったお話しをまず始めたらどうかという気がします。そうすると、バス等もそう多く買い入れなくてもいいのではないかというような気がします。所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 非核平和の件については伺っておきました。駐車場ですけれども、本当に、あそこの防災広場をつくってもまだ全然足りない。いわゆる立体化という構想はあります。構想はありますが、それをいつ実施に移せるかというのは、ちょっとまだ未知数であります。立体化をせずにもう少し広げるというのは、もうほぼ限界でありますので、立体化がどう進められるか、このことが庁舎管理の上では大きなこれからの課題になっていくだろうと思っております。一時、そういう話が板鼻部長が財政課長の時に出たのですね、やろうと。財政は大丈夫か、といったら、よくわからない、という話だったので、今はとめてあるのですが、そういうことも出ました。当然ですけれども、検討していかなければならないと思っております。

バスは今、平成27年から始まるこの路線バスや市民バスは、これはもうほぼ100%民間です。今、六日町では、運転をシルバーに委託をして、市のバスを使っている方法でやっているのですが、それは継続するのか……。もう全部その部分は継続しないのです。そしてさっき、市の職員の現業を採用しないでと、これは今度は今、例えばいろいろな市のほうでやっているバスがあるわけです。それをバスはバスとしても、いわゆる運転業務をそれぞれ委託をしていきたいということで、これはちょっと分けて考えていただければありがたい。ですから、市のバスのほうの業務委託は、まだもっと先になりますので、よろしく願います。

たします。

○議 長 質疑を……。まだある人は手を挙げてください。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の会議は3月17日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時51分〕